

平成28年度
東京福祉大学
自己点検・評価報告書

平成28(2016)年6月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1. 建学の精神・基本理念、使命・目的	1
2. 東京福祉大学の個性・特色	6
II. 沿革と現況	8
1. 本学の沿革	8
2. 本学の現況	9
3. 東京福祉大学の教学組織	12
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	14
 基準1 使命・目的等	14
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	14
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	16
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	19
 基準2 学修と教授	23
2-1 学生の受入れ	23
2-2 教育課程及び教授方法	26
2-3 学修及び授業の支援	32
2-4 単位認定、卒業・修了認定等	33
2-5 キャリアガイダンス	35
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	37
2-7 学生サービス	38
2-8 教員の配置・職能開発等	42
2-9 教育環境の整備	44
 基準3 経営・管理と財務	47
3-1 経営の規律と誠実性	47
3-2 理事会の機能	51
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	52
3-4 コミュニケーションとガバナンス	54
3-5 業務執行体制の機能性	57
3-6 財務基盤と収支	60
3-7 会計	62
 基準4 自己点検・評価	64
4-1 自己点検・評価の適切性	64
4-2 自己点検・評価の誠実性	65
4-3 自己点検・評価の有効性	67

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	68
基準1 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業を重視した教育方法	68
基準2 アカデミックアドバイザー制度の充実と就職までの手厚い支援	70
基準3 地域貢献の充実	73
基準4 留学生の受入れと国際交流の推進	79

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念、使命・目的

東京福祉大学の建学の精神

理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、

柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する

国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通した社会貢献事業を推進していく。

東京福祉大学の使命

できなかった子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育

東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。

東京福祉大学は、世界をリードする優秀な人材を多数輩出しているアメリカの大学教育の良いところを取り入れ、柔軟な思考力、問題発見・解決能力の高い人材を輩出できる大学を目指し、平成12(2000)年4月に群馬県伊勢崎市に開学した。

本学の校章には大海を行く「御朱印船」がデザインされている。本学の法人名にも取り上げられている茶屋四郎次郎は、約400年前の江戸時代初期、まだ海外への渡航が命がけであった時代に、この「御朱印船」で荒波を乗り越え、命がけで未知の世界に飛び込み、わが国の発展のために尽くした冒険者であった。この冒険者の精神、国際的な広い視野、人のために尽くそうとする心、こうした精神は、時代が変わった現在でも生き続けている。柔軟で合理的な思考、国際的な広い視野、未知の問題に取り組む思考力・創造力とチャレンジ精神、国民のために尽くそうとする心をもった人材を育成したい、こうした本学の願いがこの「御朱印船」に込められている。

本学が育成しようとする「人」にかかる分野の専門家には、社会科学、行動科学、生物科学などに通じたアカデミックな能力とともに、他者への深い愛情と思いやり、そして、学んだ知識と技術を現実に生かして社会に貢献していく高い実践的能力が必要とされている。開学当初より本学はそのことを見据え、「理論と実践(Academic & Practical)」を掲げ、その実現に邁進してきた。

本学の「建学の精神」である、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」は、「大学案内(Guide Book)」や「大学ホームページ」で公表され、教職員に対しては、折に触れ、理事長・学長から「全体ミーティング」を通じて周知されている。また、教員公募の際の応募要件として“本学の「建学の精神」・「大学の使命」・「教育の目的」を理解し、本学の「教育システム」を積極的に実践すること”を必須要件としており、採用面接時においても深くその点を確認している。

開学当時、「大学の使命」は、「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する」としていた。本学はその後順調な発展を遂げ、現在では、社会福祉学部・心理学部・教育学部の3学部、大学院社会福祉学研究科・心理学研究科・教育学研究科の3研究科のほか、東京福祉大学短期大学部を併設し、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパスのほか、東京都豊島区の池袋キャンパス、東京都北区の王子キャンパス、愛知県名古屋市の名古屋キャンパスの4キャンパスを有する大学に成長した。学生数(通学課程学部生)も、開学時の292名から3,873名(平成28年5月1日現在)へと成長してきた。大学の成長とともに、大学組織も徐々に整備が行われ、平成22(2010)年度の大学機関別認証評価(以下、「認証評価」という。)を経て、平成23(2011)年度に教学運営組織の大幅な見直しと整備を行い、現在の組織となっている。

平成23(2011)年に、「大学の使命」については、学生や保護者に伝わりやすい表現を考慮して、「できなかった子(生徒)ができる子(学生)にするのが教育」と変更し、その説明を「東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。」とした。この「大学の使命」の実現のため、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に従い、1-2年次は「総合教育科目（基礎教育科目・

健康教育科目・コミュニケーション教育科目・教養教育科目）」及び「キャリア開発教育科目」を重視し、コミュニケーション能力と他者理解能力、及び常に学び自分を高めようとする専門家としての基礎的資質を培い、3年次以降には、それらの能力が、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験、公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの合格へと具体的な成果となって現れるように、「専門教育科目（専門基幹科目・専門展開科目）」を重視している。また、卒業・就職に向けては、国家試験や公務員・教員採用試験の合格支援及び就職支援のシステムを通して、各学部と教職課程支援室、福祉専門職支援室、就職支援室が連携し、協力している。

開学当時の「大学の使命」にある「国際的な広い視野」を身につけた人材の育成に向け、開学より、本学学生の海外の大学への短期留学支援に取り組んできたが、平成21(2009)年3月に、今後の法人・大学の課題・方針のひとつとして「留学生の受入れと国際交流の推進」が理事長より全教職員に周知された。この課題・方針は「学内広報誌(Voyage)」にも掲載され、それに従い留学生の確保を強化するとともに、学内の留学生支援体制の整備と国際化が進められた。現在、多くの留学生が本学で学んでおり、日本人学生と留学生の交流も活発化している。

各学部・学科・研究科の教育目的

各学部・学科

東京福祉大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする。

2 各学部・学科の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

教育学部教育学科

情報化・グローバル化社会のなかで、地域を生かし、児童生徒等一人ひとりの可能性と生きる力を育むことのできる人間力・国際理解教育力を兼ね備えた教員（小学校教諭、養護教諭、中学校教諭（英語、保健）、高等学校教諭（英語、保健、情報）、日本語教員等）の育成を目指す。

心理学部心理学科

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育分野並びに一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

社会福祉学部社会福祉学科

現代社会の中で絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力の社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材並びに社会福祉関連施設等の管理・運営者を養成する。

社会福祉学部保育児童学科

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、的確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

大学院研究科

東京福祉大学大学院 学則

第1章 総則

第1条 東京福祉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科・専攻の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材を養成する。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者を養成する。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材を養成する。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家を養成する。

社会福祉学研究科児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者を養成する。

教育学研究科教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材を養成する。

各学部・学科、大学院研究科の「教育の目的」は、「人材養成等に係る目的」として、「東京福祉大学 学則」及び「東京福祉大学大学院 学則」に掲載されている。

2. 東京福祉大学の個性・特色

東京福祉大学は、平成12(2000)年4月に社会福祉学部(社会福祉学科 社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻の1学部1学科3専攻構成)のみの大学として開学した。

開学当初、日本の諸制度・施策を踏まえつつも広く世界に門戸を開く大学として、最先端の知識・技術の導入をするために、海外から教員を招聘することが計画された。その結果、日本語が堪能な15人(北アメリカ8人、大韓民国7人、全教員の45%相当)の優れた国際的レベルの教員が招聘された。さらに、教育理念の実現に向けて、新しい組織・制度の創設を志し、その教育理念を次のような視点をもって実現しようとした。

開学当時の建学の精神に基づく教育理念の実現のための方針

- ① 担当教員による科目シラバス作成の義務化
- ② 学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施
- ③ 教員の年次勤務評価制度の施行
- ④ FD(Faculty Development)制度の施行
- ⑤ 教員の任期制と7年後のテニヤ(終身雇用保証)審査・取得制度の導入など

教育理念の実現のため、まず、全ての学生の思考力及び問題発見・解決能力の向上を図る方策として、GPA(Grade Point Average)制度、アカデミックアドバイザー(担任・学業相談員)制度、オフィスアワーの設定、単位認定の必要要件として授業実時数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席の義務化、さらに、専門職教育の具体的な達成指標として、国家試験合格者数と大学全体及び学部別の就職率が指標として設定された。

また、対人関係構築の基本となるコミュニケーション能力の育成を重視し、学生と教員との触れ合いが個々の学生の人間的成长の土台にあると考え、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」を基本とする本学独自の教育方法が導入された。これらは現在でも本学の個性・特色を打ち出す独自性・先駆性の高い取り組みとして位置づけられている。

こうした、教育理念の実現のための具体的な取り組みは、教室の中だけでなく、教員と学生のチームによる地域でのボランティア活動にも発展していき、現場実習や伊勢崎キャンパスのある群馬県伊勢崎市との連携を通じてさらに強化されていった。社会福祉学部社会福祉学科によって始められたこれらの「大学一地域連携モデル」は、平成17(2005)年開設の社会福祉学部保育児童学科、平成19(2007)年開設の教育学部、平成21(2009)年開設の心理学部へも継承されている。

また、本学は、通学課程だけでなく通信教育課程においても、教員と学生、あるいは学生同士の双方向対話型の教育方法を採用しており、面接授業(スクーリング)では、ただ単に教員が一方的に知識を伝達するだけの授業ではなく、学生同士のグループディスカッションや発表等の形式を取り入れた授業を実践している。

このような、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」による学生との対話を重視した本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、国家試験対策は、本学の高い就職率にも現れており、「A E R A 2 0 1 6」(朝日新聞出版/2015年発行)の全国521大学実就

職率ランキングにおいて、総合8位、文系のみの大学としては日本一、学部別では教育学部が全国8位と評価されている。

「厚生労働省」報道発表資料による通信教育課程の在籍学生を含む国家試験合格者については、平成28(2016)年1月に実施された「第28回 社会福祉士国家試験」において203名(福祉系大学等ルート225校中第3位)、同期「第18回 精神保健福祉士国家試験」において104名(保健福祉系大学等ルート152校中第2位)、両国家試験合わせた合格者数は307名であり、福祉系大学等ルート・保健福祉系大学等ルートの両国家試験を受験している学校143校中第3位となっている。

このように、「建学の精神」・「大学の使命」に基づく本学の教育の成果は、就職率・国家試験合格者数にも現れている。

開学当時の「建学の精神」に基づく教育理念実現のための方針以降、具体化されている本学の「個性・特色」は次のとおりである。前述のように、これらは開学17年目となる今日も変わらず維持されている。

開学以降教育理念の実現のために具体化された個性・特色

- ① GPA(Grade Point Average)制度の導入
- ② アカデミックアドバイザー制度の実施
- ③ オフィスアワーの設定
- ④ 単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化
- ⑤ 国家試験対策及び就職率の指標化
- ⑥ 現場実習と地域連携の強化
- ⑦ 双方向対話型授業とグループ討論
- ⑧ 地域でのボランティア活動
- ⑨ 通信教育における双方向対話型授業の実践
- ⑩ アイデンティティとしての「就職に強い大学」

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成12(2000)年	群馬県伊勢崎市山王町に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科※ 開設(社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設(通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設(通信教育課程併設)
平成16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程1期生卒業
平成17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース 設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程※が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター(東京・名古屋) 開設
平成18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学)
平成19(2007)年	教育学部教育学科 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成20(2008)年4月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程※前期 開設(通信教育課程併設) 同 同 博士課程※後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成20(2008)年4月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設※ ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。
平成21(2009)年4月	心理学部心理学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成23(2011)年4月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設

平成25(2013)年4月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成26(2014)年4月	王子キャンパス 開設

2. 本学の現況

・大学名

東京福祉大学

・所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目13番32号

・学部構成

	学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学科 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉専攻 社会福祉コース(通学・通信) ・社会福祉専攻 介護福祉コース(通学) ・精神保健福祉専攻(通学) ・経営福祉専攻(通学・通信) 保育児童学科(通学・通信)
	教育学部	教育学科(通学・通信)
	心理学部	心理学科(通学・通信)
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学) 児童学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程(通学・通信)
	心理学研究科	臨床心理学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学)
	教育学研究科	教育学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程(通学)

- ・学生数、教員数、職員数（平成28年5月1日現在）

(1) 学生数

[学部・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	570	2,370	401	481	509	561	1,952	0.82
教育学部	300	1,260	231	277	332	339	1,179	0.93
心理学部	200	830	171	187	197	187	742	0.89
合計	1,070	4,460	803	945	1,038	1,087	3,873	0.87

[学部・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	620	3,585	148	163	387	552	1,250	0.35
教育学部	300	1,880	12	20	102	233	367	0.20
心理学部	300	1,925	61	65	121	385	632	0.33
合計	1,220	7,390	221	248	610	1,170	2,249	0.30

[大学院研究科・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	10	20	47	2.35
	社会福祉学専攻(博士後期)	3	9	15	1.67
	児童学専攻(修士)	10	20	3	0.15
社会福祉学研究科 計		23	49	65	1.12
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	10	20	22	1.10
	臨床心理学専攻(博士後期)	3	9	2	0.22
心理学研究科 計		13	29	24	0.83
教育学研究科	教育学専攻(修士)	10	20	34	1.70
教育学研究科 計		10	20	34	1.70
合計		46	98	123	1.26

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	60	120	24	0.20
	児童学専攻(修士)	10	20	12	0.60
社会福祉学研究科 計		70	140	36	0.26
心理学研究科		20	40	26	0.65
心理学研究科 計		20	40	26	0.65
合計		90	180	62	0.34

(2)教員数

[学部・通学課程]

学部・学科		専任教員数				計	助手
		教授	准教授	講師	助教		
社会福祉学部	社会福祉学科	19	8	10	1	38	2
	保育児童学科	12	4	17	3	36	0
社会福祉学部 計		31	12	27	4	74	2
教育学部	教育学科	13	10	8	0	31	0
教育学部 計		13	10	8	0	31	0
心理学部	心理学科	10	2	13	0	25	0
心理学部 計		10	2	13	0	25	0
合計		54	24	48	4	130	2

※大学院の教員は全員が学部の兼任である。

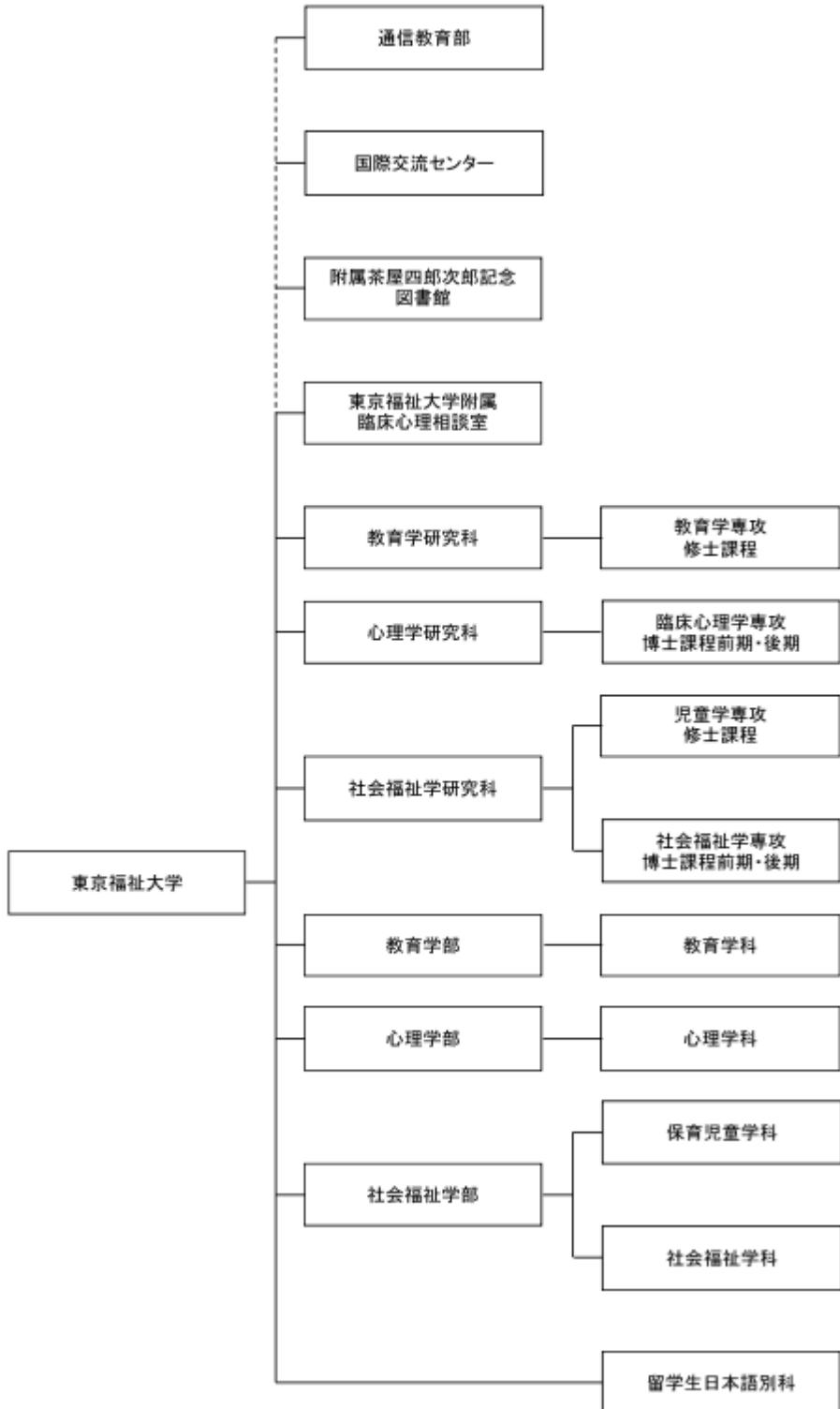
(3)職員数

専任教員	非常勤職員等	計
245	42	287

※非常勤職員は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

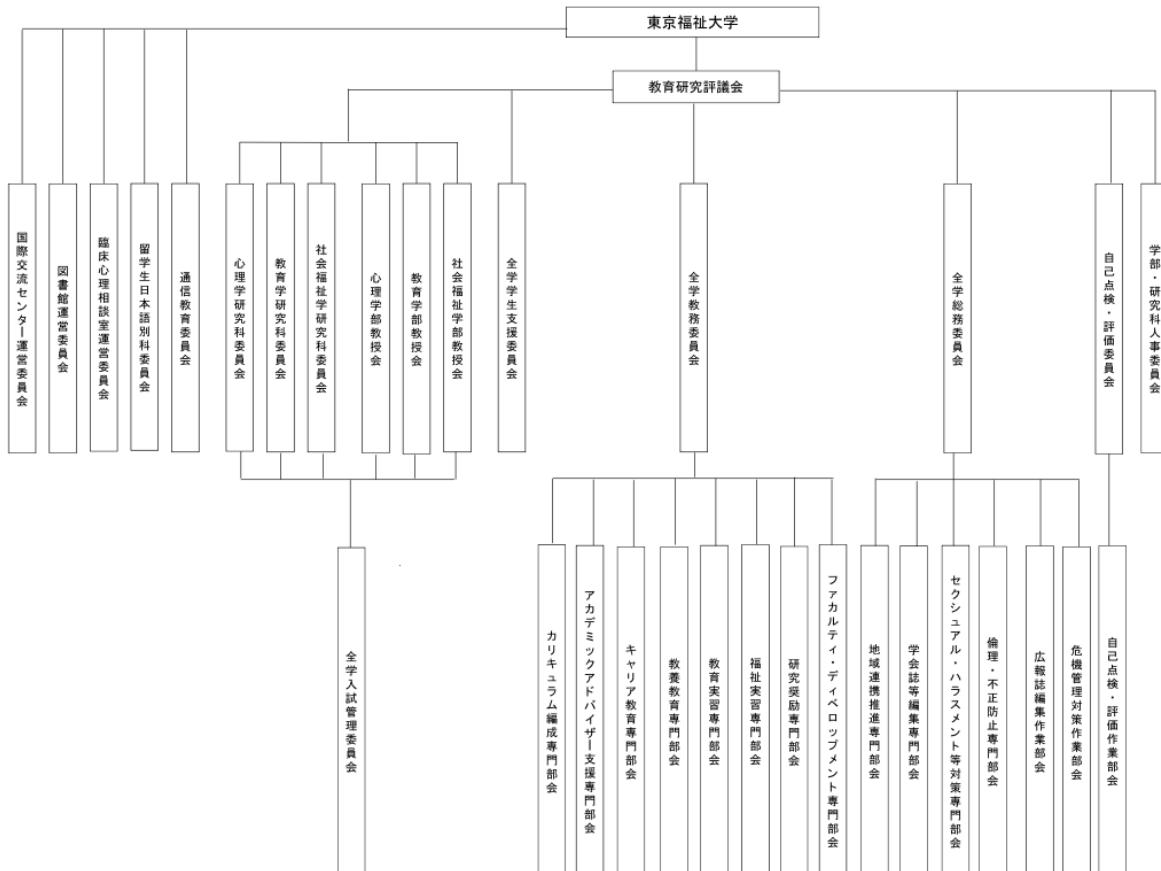
3. 東京福祉大学の教学組織

「東京福祉大学 教学組織図」



東京福祉大学

「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学の「建学の精神」は、「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」であり、「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通した社会貢献事業を推進していく」と開学当時の目的の説明が補足されている。

「大学の使命」は、「できなかった子(生徒)ができる子(学生)にするのが教育」であり、「東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する」と、「大学の使命」を達成するための具体的方策が補足されている。

各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」には、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等、該当の課程を履修することによって得ることのできる資格や将来の就職先等が示され、時代の変化に合わせて「保育教諭」を追加するなどの修正も行っている。【資料1-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】

- ・「東京福祉大学 学則」
- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」
- ・「東京福祉大学 中長期計画(第2章 教育・研究に関する中期目標)」

【自己評価】

「建学の精神」の説明には、本学が育成しようとする学生像(能力・資質)と本学が果たそうとする社会貢献の内容が示されている。また、「大学の使命」には、「大学の使命」の実現のための具体的方策が示されている。各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」には、該当の教育課程を履修することによって得ることのできる資格や将来の就職先等、本学の育成する人材の将来像が具体的に示されており、「大学の使命」及び「教育の目的」は明確であると判断する。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

平成22(2010)年度の認証評価を経て、平成23(2011)年度に教学の運営に係る組織を整備している。また、「建学の精神」・「大学の使命」を学生や保護者に伝わりやすくするため、「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」、「大学の使命」は「できなかつた子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」と簡潔に示し、それぞれの説明を補足している。

各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」には、該当の教育課程を履修することによって得ることのできる具体的な資格や将来の就職先等を掲げ、具体的な将来像が伝わる表現にしている。

本学の「建学の精神」・「大学の使命」・「教育の目的」は、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」に統一した表現で掲載している。【資料1-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-2】

- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「東京福祉大学 学則」(第1章総則第1条 目的及び使命)
- ・「東京福祉大学大学院 学則」(第1章総則第1条)

【自己評価】

「建学の精神」・「大学の使命」・「教育の目的」は、簡潔かつ具体的に表現され、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」等に公表されている。

(3)1-1の改善・向上方策(将来計画)

「建学の精神」に示されている生涯学習社会に向けた支援である国家試験対策及び教員採用試験対策等は、在学する学生だけでなく、既に卒業した学生や社会人にもニーズがあり、卒業した学生や社会人を対象とした国家資格試験、公務員採用試験、教員採用試験等の合格支援システム、及び就職支援システムの充実と提供を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

«1-2の視点»

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色は、「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「2. 東京福祉大学の個性・特色」で示したとおりであり、開学当時の「建学の精神」に基づく、本学の教育理念の実現のための方針を簡潔に示すと次のとおりである。

- ① 担当教員による科目シラバス作成の義務化
- ② 学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施
- ③ 教員の年次勤務評価制度の施行
- ④ FD(Faculty Development)制度の施行
- ⑤ 教員の任期制と7年後のテニヤ(終身雇用保証)審査・取得制度の導入など

その後、行われた具体的な取り組みは次のとおりである。

- ① GPA(Grade Point Average)制度の導入
- ② アカデミックアドバイザーリー制度の実施
- ③ オフィスアワーの設定
- ④ 単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化
- ⑤ 国家試験対策及び就職率の指標化
- ⑥ 現場実習と地域連携の強化
- ⑦ 双方向対話型授業とグループ討論
- ⑧ 地域でのボランティア活動
- ⑨ 通信教育における双方向対話型授業の実践
- ⑩ アイデンティティとしての「就職に強い大学」

また、本学独自の授業方法である「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」については、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」に明記され、開学より現在まで継承し実施されている。GPA(Grade Point Average)制度については、履修要項にその詳細説明を明記するとともに、新年度初めのオリエンテ

ーション及び各セメスター(学期)の終了時期に学生及び教員にGPA(Grade Point Average)制度を説明するプリントを配布して周知を行っている。

アカデミックアドバイザーリー制度、国家試験対策、教員採用試験対策及び就職率の維持向上については、全学教務委員会の「アカデミックアドバイザーリー支援専門部会」・「キャリア教育専門部会」等の教学運営組織と「教職課程支援室」・「福祉専門職支援室」・「就職支援室」・「教務課」等が連携して対応を行っている。地域連携については、全学総務委員会の「地域連携推進専門部会」が中心となって推進している。

本学の教育理念の実現のための具体的な取り組みのうち、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」・「アカデミックアドバイザーリー制度」・「地域連携」について、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」の評価項目として、今回、自己点検評価を実施している(報告内容は後述参照)。

アカデミックアドバイザーリー制度や入学から就職までの充実した支援体制及びその具体的支援内容については、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」に示されている。また、「就職に強い大学」も本学の個性・特色として広報しており、各種新聞や雑誌でも紹介されている。【資料1-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】

- ・本稿「1. 建学の精神・基本理念、使命・目的」
- ・本稿「2. 東京福祉大学の個性・特色」
- ・本稿「大学の独自基準」
- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」

【自己評価】

本学の個性・特色は、「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「2. 東京福祉大学の個性・特色」、及び(後述の)「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」に詳述したとおりである。本学の個性・特色とするアカデミックアドバイザーリー制度や入学から就職までの支援体制やその具体的支援内容については、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」に詳しく示されている。また、本学のアイデンティティである「就職に強い大学」も各種新聞や雑誌でも紹介されるなど、大学の個性・特色は適切に明示されていると判断する。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

東京福祉大学は、「教育基本法」及び「学校教育法」に則り、学校法人茶屋四郎次郎記念学園が設置した学校である。

平成22(2010)年の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)」の公布を受け、各学部・学科・研究科の「教育の目的」、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程の内容・方法の方針(カリキュラムポリシー)」、「入学

者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を定め、学則及び「大学ホームページ」、「履修要項」等を通して学内外に周知されている。また、「学校教育法施行規則(第172条の2)」に基づき、教育研究上の基礎的情報を「大学ホームページ」において公表している。

【資料1-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-2】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- ・「東京福祉大学 学則」
- ・「東京福祉大学大学院 学則」
- ・「大学ホームページ」

【自己評価】

「学校教育法施行規則(第172条の2)」の改正に伴い「大学が公開すべき基礎情報」を「大学ホームページ」において公表するなど、学校教育法等の法令改正等が公布された場合には、積極的に諸規則の点検・見直しを行っている。また、法令への適合と遵守の意思を「大学ホームページ」に公表し、法令遵守に向けて積極的に取り組んでいる。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

<本学自身の変化への対応>

本学は、開学以来学生数が大幅に増え、学部は1学部から3学部に、キャンパスも1キャンパスから4キャンパスに拡大してきたが、「建学の精神」・「大学の使命」の基本的理念と本学の個性・特色を示す項目の内容は、現在も変わらず維持されている。その成果は、文系トップクラスの就職率等にも表れている。

<社会の変化への対応>

平成23(2011)年の「社会福祉士及び介護福祉法」の改正により、介護福祉士養成のカリキュラム及び教育内容を変更している。

また、平成27(2015)年度においては、「認定こども園法」の改正による平成27(2015)年4月からの新たな「幼保連携型認定こども園制度」の施行、「保育教諭」資格取得の特例に合わせ、社会福祉学部保育児童学科の「教育の目的」に「保育教諭」を入れ、学則(第1章第1条人材育成等に係る目的)を変更している。このほか、心理学部の「教育の目的」については、学生が心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育及び一般職に職域を広げている現状を反映した変更を行っている。教育学部についても、情報化・グローバル化社会のなかでの教員の育成をみすえ、学部の「教育の目的」を変更している。その他、社会の変化に合わせたカリキュラムの変更は、絶えず、「カリキュラム編成専門部会」、「教養教育専門部会」、「キャリア教育専門部会」、「学部教授会」が連携して審議し、その結果は「全学教務委員会」によって取りまとめられている。【資料1-2-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-3】

- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「大学院案内」
- ・「東京福祉大学 学則 第1章第1条」
- ・「教育研究評議会議事録」
- ・「東京福祉大学 教育研究評議会規程」
- ・「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」
- ・「各委員会・専門部会規程」
- ・「各学部教授会議事録」
- ・「各委員会・専門部会議事録」

【自己評価】

開学以来、大学の組織・規模は拡大してきたが、「建学の精神」・「大学の使命」の志は継承され、その成果は維持されている。これは本学が変化に対応するための不断の努力を行ってきたためであり、こうした取り組みは、「建学の精神」・「大学の使命」の実現に向けた、各委員会・専門部会等の運営組織の整備と活動実績にも現れている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

「大学の使命」及び「教育の目的」については、社会の変化、法令への適合、及び学内教学組織の変更拡大に伴い、適切に見直しを行っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学の「建学の精神」・「大学の使命」は、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」に公表され、学内外に広く周知されている。

各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」は、学部教授会・研究科委員会を経て、教育研究評議会・理事会で決定され、全教職員に報告されている。【資料1-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-1】

- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「各学部教授会議事録」
- ・「教育研究評議会議事録」

【自己評価】

「建学の精神」・「大学の使命」に基づく、各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」は、学部教授会・研究科委員会を経て、教育研究評議会・理事会で決定され、全教職員に報告されており、役員・教職員の理解と支持を得ているものと判断する。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

「教育の目的」は学則に明記されており、「大学ホームページ」や「大学案内(Guide Book)」に公表され、学内外に周知されている。また、法令改正や時代の変化に伴い「教育の目的」の文言と内容の修正は適宜行われている。【資料1-3-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-2】

- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」

【自己評価】

「建学の精神」・「大学の使命」に基づく、各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」は、学内での意思決定を経て、学則や履修要項等に明記され学内に周知されている。また、「教育の目的」は「大学ホームページ」に公表され、その有効性は学内外に適切に周知されている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

平成26(2014)年11月の理事会(第8回)で決定した「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年4月1日～平成32年3月31日)」には、「第1章 長期ビジョン」に「建学の精神(第1節)」及び「大学の使命(第2節)」の実現に向けての決意と目標が示されている。

本学の3つの方針「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」には、「大学の使命」を達成するためのより具体化された方策が示されている。

各学部・学科・大学院研究科の「教育の目的」には、最終的な教育の成果として、福祉、教育、心理の資格を取得し、社会に貢献する人材の育成が示されており、「中長期計画」

には、本学をめぐる社会の変化、環境条件(学生の家庭の経済状況、少子化に伴う大学経営の困難、福祉政策の変化、関係法令の改正)の変化を踏まえて「教育の目的」の実現のための具体的な方針が示されている。【資料1-3-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-3】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「大学ホームページ」
- ・「大学案内(Guide Book)」

【自己評価】

「大学の使命」・「教育の目的」は、「中長期計画」及び3つの方針(学位授与の方針(ディプロマポリシー)・教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)・入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー))に反映されていると判断する。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の教育研究組織は、「東京福祉大学 教学組織図(12ページ)」に示したとおりであり、「大学の使命」及び「教育の目的」を反映し、本学が目指す能力・資質を備えた人材を育成するため、教学組織の専任教員が「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図(13ページ)」に示した各委員会・専門部会の構成員となり、学生の入学から就職までを支えている。

教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験等の資格試験等のほか全学のキャリア教育に関する事項については「キャリア教育専門部会」、カリキュラムの編成全般に関する事項については「カリキュラム編成専門部会」が設置され、審議と実施が行われている。教育内容及び授業方法の改善に関する必要事項については「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」が授業の質の維持と向上を目的とする具体的な取組みを行っている。これらは、副学長を委員長とする「全学教務委員会」がとりまとめ、各活動の推進・調整をしている。

また、学生の安心・安全な生活を支えるためには、「全学学生支援委員会」や「セクシャルハラスメント等対策専門部会」が、ボランティア活動や実習活動を支えるためには、「地域連携推進専門部会」や「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」が設置されている。採用試験対策や就職支援においては、「就職支援室」、「福祉専門職支援室」、「教職課程支援室」がその役割を担い、事務組織と教学組織が一体となって学生の夢の実現を支援している。これらは、副学長を委員長とする「全学総務委員会」がとりまとめ、各活動の推進・調整をしている。

このように、「大学の使命」と「教育の目的」の実現に向けては、副学長が全体を俯瞰し、緊密な連携の下にその任が遂行されるよう全学体制が整備されている。【資料1-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-4】

- ・「東京福祉大学 学則」
- ・「東京福祉大学大学院 学則」
- ・「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」
- ・「東京福祉大学 全学総務委員会規程」
- ・「東京福祉大学 全学学生支援委員会規程」
- ・「東京福祉大学 教学組織図(本稿12ページ)」
- ・「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図(本稿13ページ)」

【自己評価】

教育組織の専任教員が教学の運営に係る組織の構成員として実務を行い、「大学の使命」と「教育の目的」に掲げた人材の育成を支えている。また、教学組織と事務組織との連携により、入学から就職まで学生の学修と学生生活を支援する体制が整備されており、「大学の使命」と「教育の目的」の実現に向けた教育研究組織は整備され、適切に運営されていると判断する。

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

「大学の使命」と「教育の目的」の有効性は、就職率や国家試験合格者数に現れているが、今後は、就職率だけではなく、“学生が自分の希望する就職先に就職できたか”といった内容を検証し、教育にフィードバックしていく仕組みの構築が必要である。また、本学の個性・特色とする「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業による教育方法」によって“課題解決能力とコミュニケーション能力等、実践的な能力がどれほど身についたか”等の客観的なデータ収集・分析を行う仕組みの構築も検討していく。

[基準1の自己評価]

「建学の精神」に基づく「大学の使命」と「教育の目的」は、具体的かつ簡潔な文章で表現されている。また、「大学の使命」と「教育の目的」と整合した教育研究組織は適切に整備されており、本学の個性・特色である「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業による教育方法」によって「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材の育成」は実現されている。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

«2-1の視点»

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は、「全学入試管理委員会」が中心となり、その内容について検討が行われ、全学の承認を受け、次のとおり明確にされた。

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」

東京福祉大学では、学生に対し、本学の各学部・短期大学部で養成する各分野の専門家に必要な「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的基礎能力を高められるよう、双方向対話型の教育を実践している。レポートの作成やグループディスカッションを日々の授業に多く取り入れ、学生主体に学ばせながら「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけていく。

本学の入学者選抜試験では、こうした効果的な教育を受けて能力を伸ばせる学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、多様な入試方法で選抜試験を実施している。

ここで最も大切なことは、一人ひとりが個性を伸ばしていくためには、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心が不可欠である。東京福祉大学では、次にあげるような学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学していただきたいと考えている。

- ①東京福祉大学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていく意欲
- ②各分野のリーダー的な人材になりたいという強い熱意
- ③他人を大切にする「やさしさ」「思いやり」「人間性」

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は、「大学ホームページ」、「大学案内(Guide Book)」、「募集要項」等に公表され、学内外に周知され、全国の高等学校にも送付している。さらに受験希望者対象の「オープンキャンパス」でも「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は周知されている。【資料2-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】

- ・「東京福祉大学 全学入試管理委員会規程」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「大学ホームページ」(「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html#ad>
- ・「2016年度(2017年度募集)入試広報活動等総括」

【自己評価】

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は明確に定められており、学内外への周知も適切に行われていると判断する。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学の入学試験は、AO(Admission Office)入試、推薦入試、一般入試(A方式・B方式・C方式)、特別選抜入試(社会人・帰国生徒・外国人留学生)の試験方法で実施されている。いずれの試験方法においても「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に沿って、単に知識の有無を問う問題だけでなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的 possibility を評価できるような記述式の問題を中心としている。なお、各試験方法の特徴は次のとおりである。

〈AO入試〉

AO入試では、本学の「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に深く理解を示し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を求めており、出願にあたりオープンキャンパスに参加することを条件とし、試験科目として、事前に課せられる課題レポートに基づく発表とグループ討論を取り入れている。

〈推薦入試〉

推薦入試は、公募制学校推薦(福祉系学校推薦を含む)、指定校推薦と自己推薦があり、全て推薦・出願要件に「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合することを明記している。自己推薦においては、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合し、①志望分野に関心・意欲がある者で、ボランティア活動で実績があると認められる者、②志望分野に関心・意欲がある者で、高等学校生活において所属する体

育会系・文化系クラブ、または個人的に所属する団体等で全国大会・県大会・コンクール等において優秀な成績をおさめた者、③志望分野に関心・意欲がある者で、①②以外で個人的にめざましい業績のある者、のいずれかに該当することが出願要件となっている。

〈一般入試〉

一般試験は、本学独自の試験のほか、大学入試センター試験を利用した試験も行われている。一般入試の本学独自試験の試験問題作成にあたっても、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

〈特別選抜試験〉

特別選抜試験は、社会人、帰国生徒、外国人留学生を対象者とする試験であるが、本学の「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する者が共通の出願資格となっている。

また、他の大学・短期大学・専門学校卒業者等を対象とした編入学試験も実施しており、面接時において、本学の「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物であるか審査している。【資料2-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-2】

- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「大学ホームページ」（入試情報）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/admissions/index.html>
- ・「東京福祉大学 入学者選抜規程」

【自己評価】

「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、試験方法ごとに学生の受入れ方法は工夫され、入学試験は適切に実施されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去5年間における入学定員に対する入学者の比率は、全学で平成24(2012)年度112.7%～平成28(2016)年度74.7%と毎年減少し続けており、平成26(2014)年度以降は3年連続して入学定員を下回っている。学部学科別に見ると、社会福祉学部社会福祉学科は平成24(2012)年度138.1%～平成26(2014)年度108.5%と減少し、平成27(2015)年度に一時的に増加をみせたが平成28(2016)年度は再び減少し90.4%となった。その他の学部を見ても、社会福祉学部保育児童学科は82.3%(平成24年度)～51.7%(平成28年度)、教育学部教育学科は117.3%(平成24年度)～77.0%(平成28年度)、心理学部心理学科は128.7%(平成24年度)～84.5%(平成28年

度)と5年間連続して減少している状況にある。入学者実数についても、特に社会福祉学部社会福祉学科、社会福祉学部保育児童学科及び教育学部教育学科の減少が著しく、3学科とも平成28(2016)年度はピーク時の平成24(2012)年度に比べて100名以上減少している。【資料2-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-3】

- ・「過去5年間の入学定員超過率(大学全体・学部別)」

【自己評価】

これまで入学定員を超過していた学科もすべて超過を解消しており、学生受入れ人数は全学科で入学定員の範囲内となった。しかし、全学科において入学者数の減少が続いている、また、定員を大幅に下回っている学科もあるため、入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されているとは言えない。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は明確に定められ、あらゆる方法を利用して周知が図られ、本学の入学試験についても、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき適切に実施されている。今後も「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の積極的な周知と入学試験を適切に実施するために試験内容の検討・改善に継続的に取り組んでいく。

入学者減少の理由としては、少子化による18歳人口の減少だけでなく、福祉・保育・教育分野自体に対する高校生全体の志望度の低下が挙げられる。それら社会的状況に加え、本学の過去の不祥事に関するマイナス報道が入学者減少に拍車をかけたと言える。このことを踏まえ、入学者減少の流れを食い止め、さらには増加に転じさせ入学定員を安定的に確保することができるよう、まずは本学の管理運営体制を強化させ不祥事の再発防止に努める。そのうえで、平成29(2017)年度より学科内で定員超過している専攻・コースと定員を大きく下回っている学科で定員の増減を行い、より実情に即した定員配分にするほか、全学的な入試改革を行うことで受験者全体の増加を図っている。また、本学独自の奨学金制度を拡充させることにより、経済的に進学を躊躇していた受験者層の取り込みも図っていく。教育学部教育学科及び心理学部心理学科については、今後、学科内の専攻・コースの再編成を行い学びのイメージを明確に打ち出すことにより高校生に魅力をアピールしていく。さらに、全学的に、これまで本学が行ってきた就職率や国家試験合格者数をアピールする実績中心の広報に加え、本学の強みであるアクティブラーニング型授業の実践を核に、在学生を中心にビジュアル面を強化したイメージアップ目的の広報を推進していく。いっぽう、近年では高校生の進路決定に保護者の意見が大きく影響していると言われているため、本学希望者の保護者へのアプローチも強化していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学の「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」は、「教育の目的」を踏まえて、全学と学部・学科・専攻ごとにその方針を明確にしている。また、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に基づいて編成された授業内容・シラバス内容は「大学ホームページ」を通して学内外に公表されている。【資料2-2-1】

「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、国際的な視野を持ち激動の世界で活躍できる、柔軟で合理的な思考力と行動力が備わった、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とする。今後、これらの専門職に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程編成し実施する。

1. 人間の日常生活に求められる他者への思いやり、社会生活に求められる教養、倫理、基本的コミュニケーション能力を身につけるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。
2. 学部・学科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、専門教育科目を設置する。
3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、資格課程科目を設置する。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身につけるために、双方向対話型の授業を実施する。
5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。

【社会福祉学部 社会福祉学科】

豊かな人間性の育成や基礎学力を身につけるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

<社会福祉専攻>

グローバリゼーションの進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

<精神保健福祉専攻>

われわれの生きる時代は「脳の世紀」とも、あるいは「心の世紀」とも呼ばれる。精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがるユニークな専門職である。本専攻では、科目履修したいで、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、病院、施設、地域と多岐にわたる。総じて、心を病む人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。

<経営福祉専攻>

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積みとなっている。本専攻では、社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

【社会福祉学部 保育児童学科】

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材の育成を目指している。専門基礎として保育児童学概論、保育児童基礎演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状等

取得可能な科目を配置し、子ども、家庭、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育の専門家養成を想定している。

【教育学部 教育学科】

- ・総合教育科目でさまざまな科目を履修し、幅広い教養を身につけた上で、教員養成や各教員免許状取得に必要な専門科目を学ぶ。
- ・グローバル化への対応が求められる学校教育現場にあって、教師の資質力量を形成するため、国際コミュニケーション・異文化理解・情報教育関連科目等のカリキュラム構成を行うと共に、教育実践力を身につけさせるため、実習・演習等の充実を図る。

【心理学部 心理学科】

- ・「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。
- ・専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】

- ・「大学ホームページ」（教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー））
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html#cu>
- ・「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」
- ・「平成28年度 履修要項」（I・II・III. 各学部のカリキュラムについて）
- ・「平成28年度 大学院要覧」（III. カリキュラムについて）
- ・「東京福祉大学 学則 別表」
- ・「平成28年度通信教育課程 履修の手引き」（1-2 本学通信教育課程について）
- ・「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程 別表」（平成2年4月1日施行）
- ・「教育学部教育学科日本語教育コースカリキュラム表」（平成27年度第12回教育学部教授会配布資料、平成27年3月12日）
- ・「通信教育課程 教育学部教育学科日本語教育コースカリキュラム表」（平成27年度第12回教育学部教授会配布資料、平成27年3月12日）
- ・「平成27年度シラバス」（名古屋キャンパス用）
- ・「教育学部教育学科 教育の目的・学位授与の方針・教育課程の編成・実施の方針 修正案」（平成27年度第12回教育学部教授会配布資料、平成27年3月12日）

【自己評価】

「教育の目的」を踏まえた、「教育課程の編成方針(カリキュラムポリシー)」は明確になっており、「大学ホームページ」、「大学案内(Guide Book)」、「履修要項」等に示され学内外に適切に周知されていると判断する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら、「シラバス作成の基本方針」と「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に沿ったカリキュラム編成と、授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成が実施されている。シラバスには、各授業科目の学修目標、講義概要、成績評価方法と評価基準、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題として事前学習・事後学習の内容が示され、また、履修順序に基づいた科目番号が付番(コース・ナンバリング)されている。このナンバリングシステムの導入によって教育課程の体系的編成を明示している。全授業科目のシラバスは冊子の形で全教員と全学生へ配布するとともに、「大学ホームページ」にも公表しており、学外からも閲覧できるようになっている。

教育学部教育学科では、日本語教育コースのカリキュラム編成と授業内容に関して、平成27(2015)年2月19日に、文部科学省より是正意見が出されたことを受け、日本語教育教員養成課程のカリキュラムの検討と日本語教育コースの教育内容とシラバス内容の点検を実施し、カリキュラム編成と授業内容の修正を行っている。同様に通信教育課程の教育学部教育学科日本語教育コースにおいても同様の修正作業を行っている。教育学部教育学科では、この日本語教育コースのカリキュラム編成と授業内容の修正に伴い、教育学部教育学科の「教育の目的」、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」とカリキュラム編成及び授業内容との整合性の確認が行われ、学部教授会の審議を経て、修正が実施されている。

上記の修正作業が実施される一方、教育学部教育学科では、日本語教育コースのカリキュラム変更にともなう経過措置や読替規定が存在しない点に関する是正意見、及びキャンパス間での授業内容の統一・連携等に関する仕組みが構築されていない点に関する改善意見が平成28年2月19日に文部科学省より出された。平成27(2015)年度にも一度是正意見が出されているため、今回は警告が通知された。それを受け教育課程の緊急改善が全学的に実施された。具体的な改善内容として、経過措置、読み替え規定の学則への位置づけを行った。また、旧課程の履修者に対応した適切な規定の学則への位置づけに関しては、全学で学則の改正による改善を適宜図った。

次に、キャンパス間での授業内容の統一・連携等に関する仕組みに関しては、平成27(2015)年度の準備期間を経て平成28(2016)年度よりすでに同一科目シラバスの講義概要と学習目標を共通化する親シラバス制度が開始されている。この実態に関しては、適宜学則に位置づける改正を全学的に実施した。それに加え、キャンパス間での授業内容の統一・連携を促進する組織的仕組みとして、同一科目担当者連絡会の開催を学則に位置づける改正を行った。また同一科目担当者連絡会の開催・実施を全学教務委員会下のカリキュラム編成専門部会の規定に追加し、具体的な全学的対応を明確にした。【資料2-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-2】

- ・「大学ホームページ」（シラバス）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>
- ・「平成28年度シラバス」（東京福祉大学　社会福祉学部、教育学部、心理学部）
- ・「平成28年度シラバス」（東京福祉大学大学院　社会福祉学研究科、教育学研究科、心理学研究科）
- ・「平成28年度シラバス」（東京福祉大学　社会福祉学部・教育学部・心理学部　通信教育課程）
- ・「平成28年度シラバス」（東京福祉大学大学院　社会福祉学研究科・心理学研究科　通信教育課程）
- ・「平成27年度シラバスの内容確認について」（平成27年1月22日付）
- ・「シラバス作成の基本方針」（II. 親シラバス制度）（平成27年12月11日教員研修会配布資料）
- ・「大学ホームページ」（教育プログラム）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/undergraduate/index.html>、
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/graduateschool/index.html>
- ・「平成28年度シラバス」（科目番号とは、科目番号の附番規則参照）
- ・「大学ホームページ」（教育システム）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/system.html>
- ・「大学ホームページ」（通信教育課程）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/undergraduate/correspondence.html>
- ・「東京福祉大学　学則」
- ・「東京福祉大学短期大学部　学則」
- ・「東京福祉大学　教育課程及び履修方法に関する規程」
- ・「東京福祉大学　通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する規程」
- ・「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部　教育方針及び授業方法に関する規程」
- ・「東京福祉大学　全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」

【自己評価】

全授業科目のシラバスは、春期・秋期別に冊子にして全教員及び全学生に配布されており、全授業科目のシラバスは、「大学ホームページ」にも公表されている。「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に沿って教育課程は体系的に編成され、シラバスには授業科目内容等のほか、科目の履修順序に基づいた科目番号(コース・ナンバリング)が付番され、このナンバリングシステムによって教育課程の体系化が進められている。また、平成28(2016)年度より同一科目シラバスの科目概要と学習目標を共通化する「親シラバス制」が開始されており、同一科目におけるキャンパス間の不一致の問題などが是正され、教育の機会均等のための方策が全学的に進行している。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に沿ってカリキュラムは編成され、授業内容は適切であるか、全学教務委員会下の「カリキュラム編成専門部会」が中心となり点検と見直しを継続的に実施しており、ナンバリングシステムを反映した「カリキュラム・マップ」・「カリキュラム・ツリー」の策定が進行し素案の策定は完了している。また、「カリキュラム・マップ」に関しては、各学科・専攻・コースを構成する全科目の科目概要と学習目標が記載されたうえでディプロマポリシーとの整合性の確認表が記載されている。この各科目の科目概要と学習目標は、平成27(2015)年度に導入された科目概要と学習目標を共通化する親シラバス制度を基盤としており、各キャンパスにおける同一科目間の整合性と教育の機会均等が推進されている。以上の「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」は平成28(2016)年度に完成を予定している。

現在、大学院研究科の「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」と「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」については、学外への公表は行っていないため、平成28(2016)年度「大学ホームページ」に掲載して公表する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

学修支援及び授業支援については、「全学教務委員会」が中心となり、教員と事務職員が協働で全学の調整を図りながら実行している。セメスター(学期)毎に行っているオリエンテーションにおいての履修指導の際には、アカデミックアドバイザーは「教務課」の事務職員と連携して履修登録に関する質問などに対応し、履修指導を行うとともに、教員と事務職員が確認を取りながら履修登録を円滑かつ適切に進めている。

本学の教員は、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づき、当該教員の授業時間外において、オフィスアワーを設定して、学生が教員の研究室等に来て、学習上の疑問点等について、個人的な指導を受けることのできるようにしている。オフィスアワーは、原則として週3時間以上を設定し、教務課を通じて学部長に届出するとともに、シラバスに場所、曜日及び時間帯を明示し、各研究室前等に掲示して、学生に周知されている。

授業編成においては、全学年次を通じて、学部により、科目名称は異なるが「キャリア開発教育科目」として「キャリア基礎演習」や「キャリア開発演習」等の科目がカリキュラムに組み込まれている。これらの科目は、1・2年次では、大学での勉学に必要な基礎的な教養や広範な一般知識を身に付けるための講義、3年次以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身に付けさせるための講義で編成されている。

「演習・実習科目」の学習効果を高めるため、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」に基づいて、教育アシスタント(TA・SA)を効果的に採用している。教育アシスタント(TA・SA)となった学生は、授業担当教員の指導・助言を受け、授業の事前準備や学生からの質問対応や演習・実習等の教育業務の支援を行い、授業担当教員と連携し、教育効果を高めることに有効となっている。また、学生への教育実践を行う場になり、教育者としての経験や資質向上の機会にもなっている。【資料2-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】

- ・「平成28年度 全学教員研修会日程」
- ・「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」
- ・「年次キャリア基礎演習科目とキャリア開発演習科目のシラバス」
- ・「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」
- ・「授業出席記録」
- ・「授業出席状況報告書」
- ・「学生指導報告書」
- ・「欠席状況表」

【自己評価】

本学の学修支援及び授業支援は、アカデミックアドバイザー、全学教務委員会及び教務課等の事務組織が連携して行う体制が整備されている。また、授業担当教員は各授業科目の学習時間のほか、週3時間以上のオフィスアワーを設けて、学生への学修支援を行っている。授業運営においては授業の事前準備等を含め、TA(Teaching Assistant)等を積極的に活用している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

本学における授業科目の履修については、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われている。本学の卒業・修了認定等の基準については「東京福祉大学 学則」及び「東京福祉大学大学院 学則」に明確になっており、学部生については「本学を卒業するためには原則として4年以上在学し、社会福祉学部においては128単位以上を、教育学部、心理学部においては124単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位（社会福祉学部128単位、教育学部124単位、心理学部124単位）に算入することができる。ただし、第36条に定めるGPA(Grade Point Average)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。」と定められている。卒業・修了認定については、各学部教授会・各研究科委員会の「卒業・修了判定会議」で決定されている。

単位認定については学則に基づき、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」、及び「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」に明確に定められ、成績評価、単位認定及び卒業・修了認定等について「履修要項」に明記されているほか、オリエンテーションにおいて全学生に周知されている。本学では単位認定の要件として、授業時間数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席を満たすことが必要とされており、欠席防止の対策として、各科目の授業担当教員は授業を2回以上欠席した学生の「授業出席状況報告書」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課は、欠席した学生を担当するアカデミックアドバイザーに「授業出席状況報告書」を渡し、アカデミックアドバイザーは欠席した学生に、欠席の理由を確認したうえで指導を行い、その内容は一週間以内に「学生指導報告書」に記載し、教務課を経て、学部長に報告されることになっている。また、アカデミックアドバイザーは担当している学生全員の出欠席状況表を教務課から受け取り、学生の出席状況を確認するとともに必要に応じて指導を行っている。【資料2-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-4-1】

- ・「平成28年度履修要綱」（「授業について」、「履修科目の登録について」、「履修について（東京福祉大学学則第1章総則第5節教育課程及び履修方法第9条～第14条）」参照）
- ・「平成28年度大学院要覧」（「履修要項」（I. 授業・単位について、III. カリキュラムについて）、「東京福祉大学大学院 学則」、「東京福祉大学 学位規程」、「各研究科修了細則」）参照
- ・「平成28年度通信教育課程履修の手引き」
- ・「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」（第2章教育課程及び履修方法 第5条～第20条）参照
- ・「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」
- ・「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」
- ・「東京福祉大学 学部教授会規程」第6条

- ・「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」第6条

【自己評価】

単位認定、進級、及び卒業・修了認定等の基準については、学則等の関係諸規則に定められ、履修要項に示されている。卒業・修了認定についての基準及び審査過程は明確であり、厳正に運用されていると判断する。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「履修要項」に示されているが、さらに「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」の「履修要項」への掲載を検討し、厳格でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指していくとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載に関しても、定期的な点検を実施していく。

2-5 キャリアガイダンス

«2-5の視点»

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

本学は開学当時から学生の現場実習支援と就職活動支援に対する意識が高く、開学当初に「就職支援室(設置当時の名称は「就職指導室」)」を、平成14(2002)年に「福祉専門職支援室(設置当時の名称は「実習指導室」、その後「福祉実習指導室」と改称し、さらに名称を変更し現名称)」、平成22(2010)年1月に「教職課程支援室(設置当時の名称は「教員養成サポートセンター」)」を設置し、それぞれの専門分野において全学的な進路・就職・実習に関わる支援を行っている。各支援室は、「全学教務委員会」の下部組織である「福祉実習専門部会」、「教育実習専門部会」、「教養教育専門部会」、「キャリア教育専門部会」と連携して支援計画を策定・実施しているほか、学生や教職員対象に多くの資料を作成して、就職・実習に対する支援活動だけではなく、実施状況を詳細に把握し、管理している。

また、各種の実習において、事前指導と事後指導のほか、実習巡回指導も行っており、実習巡回指導・帰校指導は各専門分野の教員が行い、該当する支援室に報告書が提出されている。学生個別の指導について、各支援室はアカデミックアドバイザー及び実習巡回指導を行う教員と密に連携をとり、学科レベルでの支援活動の徹底を図っている。

教育課程内においては、学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、また、社会に貢献できるような人材育成の推進のため、1年次から4年次までのカリキュラムの流れの中で、(学部によって名称が異なるが)「キャリア基礎演習」及び「キャリア開発演習」等の科目を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習」及び「キャリア開発

「演習」の具体的な内容としては、低学年次においては、学習に対する基本的姿勢、公共心(良識)、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につけさせ、高学年次になるに従って、職業に関する多様な選択肢の理解、自己の冷静な分析(適性)によって職業についての認識を深められるよう配慮されており、学内の教員だけでなく、学外から卒業生、及び一般企業の方を招聘して指導にあたっている。

教育課程外においては、公務員採用試験、教員採用試験、社会福祉士国家試験等の対策講座を開講し、社会的・職業的自立に関する支援を行っている。

また、開学当初から、就職に向けての個別面談の実施等、よりきめ細やかなサポート体制の強化充実を図っている。【資料2-5-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-1】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- ・「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会規程」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」
- ・「福祉実習専門部会議事録(平成27年度)」
- ・「教育実習専門部会議事録(平成27年度)」
- ・「教養教育専門部会議事録(平成27年度)」
- ・「キャリア教育専門部会議事録(平成27年度)」
- ・「シラバス」
- ・「教育実習の手引き」[学生用]
- ・「教育実習の手引き」[教職員用]
- ・「ソーシャルワーク・精神保健福祉援助実習の手引き」(社会福祉学部・心理学部)
- ・「保育実習の手引き」／学部用(施設用)(学生用)
- ・「巡回指導の指針」
- ・「就職の手引き」(平成28年3月卒業予定者用)
- ・「就職の手引き-教員編-教員を目指す人へ-」(平成29年3月卒業予定者用)
- ・「進路登録カード」

【自己評価】

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断する。本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、国家試験対策等の成果は、高い就職率と多くの国家試験合格者数にも表れており、読売新聞社が発行する「就職に強い大学」特集」等において、平成17(2005)年7月から11年連続して文系大学の中で「就職に強い大学 全国一位」として評価されている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されており、各支援室は「中長期計画」に沿って業務を遂行する。例えば、就職支援室では、「卒業生には安定した就職」、「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」、「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」をテーマとして目標を掲げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学では、セメスター(学期)制が取り入れられており、授業科目の履修については、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われている。単位の認定の前提条件として、原則として授業実時数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席を満たし、試験の上、平素の成績(GP)を含め総合的に評価して、合格と判定されたときに認定され、科目レベルの教育目的の達成状況は、セメスター(学期)ごとのGP(Grade Point)によって把握することができる。GP(Grade Point)の把握とセメスター(学期)ごとに実施している「学生による授業評価アンケート」の結果を基に、「カリキュラム編成専門部会」によってシラバスが点検され、「教育の目的」を達成するためのカリキュラム編成と教育内容の工夫・開発が行われている。【資料2-6-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-1】

- ・「大学ホームページ」(就職実績、就職状況)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」
- ・「カリキュラム編成専門部会 年次計画(現在の活動内容)」

【自己評価】

学生の単位取得状況、就職率・国家試験合格者数等から教育目的は達成できていると判断する。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善のため、「学生による授業評価アンケート」を導入・実施している。この「学生による授業評価アンケート」は、セメスター(学

期)の終わりに、教員の授業進行、教員の授業内容、教材内容のほか、教育内容が適切なものであったかなど、多項目に質問を配した「授業評価票」を使用して、教員の教育活動を学生が評価するものである。

この「学生による授業評価アンケート」のほか、「ファカルティ・ディベロップメント専門部会(以下、「FD専門部会」という。)」による授業見学が継続的に実施されており、その結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善と向上に向けて教員にフィードバックされている。

なお、「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学附属図書館で閲覧することができる。【資料2-6-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-2】

- ・「学生による授業評価アンケート」
- ・「全教員の授業評価結果」(東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館)
- ・「全学教務委員会FD専門部会報告資料」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」
- ・「大学ホームページ」(教育システム「FD制度」参照)※資料2-2-7と同じ
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/system.html>
- ・「教員による授業見学報告書」

【自己評価】

「学生による授業評価アンケート」や授業見学の結果は、FD専門部会によるFD研修会等を通じて、教育内容・方法及び学修指導等の改善と向上にフィードバックされていると判断する。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学附属図書館で閲覧することができるが、学生が自由に記述した意見については開示されていないため、今後、開示の必要性とその方法を含めて検討を行っていく。また、「教育の目的」の達成状況をより具体的に把握するため、学生による「授業評価」の質問項目の具体的な見直しを検討する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

本学では、学生が大学生活を円滑に、有意義にして安全に送れるよう、学内の諸規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的とした「学生生活の手引き(冊子)」を入学時に入学生全員に配布し、オリエンテーションにおいて、その詳細について説明を行っている。

通信教育課程の学生を除く通学課程の学生(院生も含む)に専任教員からなるアカデミックアドバイザー(担任)が配置され、学生の学業に関するこのほか、学生生活に関する相談を受けている。健康、生活、経済、就職に関わるような問題については、それぞれ「保健相談室」、「学生相談室」、「教務課」、「就職支援室」・「教職課程支援室」・「福祉専門職支援室」と連携し、主に個々の学生の対応を行っている。

また、全学的な学生支援については「全学学生支援委員会」が、学生生活の安定のための具体的な方策を審議し、実施しており、セクシュアル・ハラスメント等については「全学総務委員会」に「セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会」を設置して防止と対策を行っている。各キャンパスの「教務課」では、学習に関する相談のほか、課外活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する総合窓口業務を行っている。

なお、学生生活の安定のための具体的支援の現状は次のとおりである。

①課外活動支援による学生生活の安定

本学公認の課外活動団体(以下、「公認サークル」という。)は、伊勢崎キャンパス39団体(体育系18団体・文化系21団体)、池袋キャンパス16団体(体育系7団体・文化系9団体)、王子キャンパス6団体(体育系3団体・文化系3団体)、名古屋キャンパス2団体(体育系1団体・文化系1団体)があり、多くの公認サークルは外部団体(福祉関係NPO法人、地域の障害児・者の団体など)と連携しながら活動している。公認サークルの全てに教員を顧問として配置し、学生の相談に応じられるようにするとともに、活動の支援を行っている。特に、東日本大震災をきっかけとして発足した学生ボランティアサークルについては、その性質上外部団体との広いネットワークが発生することから、その分野に専門性の高い教員が直接指導するようにしている。

②「アカデミックサービスの充実による学生生活の安定」

本学では、学生の学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員としてアカデミックアドバイザー(担任)制度を導入している。授業担当教員から教務課へ2回以上休んだ学生の報告が行われ、教務課よりアカデミックアドバイザーにその状況は伝えられ、アカデミックアドバイザーは当該学生と面談を行い状況の確認と適切な指導が行われ、その結果は教務課を通じて各学部長に報告されている。また、月ごとの出席状況がアカデミックアドバイザーに報告され、授業の欠席回数の多い学生へは指導が行われている。

授業を担当する教員は、授業時間以外に週3時間以上のオフィスアワーを設け、学生からの授業科目に関する学修相談に応じている。

また、実習や就職面の支援については、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室が、アカデミックアドバイザーと連携しながら個々の希望や目標に向けた支援を行っている。

③「福利厚生による学生生活の安定」

学生の健康面やメンタル面の相談については、保健相談室、学生相談室を設置し、相談にのる体制ができている。池袋キャンパス・王子キャンパス・名古屋キャンパスは立地上、校舎周辺の食堂や売店を利用できるが、伊勢崎キャンパス周辺には食堂や売店が無いため、学内にカフェテリア・軽食喫茶を設置している。

また、伊勢崎キャンパスは最寄り駅からも離れているため、これまで大学スクールバスを運行していたが、平成27(2015)年4月からは、大学が費用を負担し準備する特殊定期券を利用することによって、一般乗合（路線）バスを、スクールバスとして自己負担なしで利用できるようにし、バスの運行時刻についても授業時間を考慮の上、これまでの大学スクールバスの運行時刻と一般乗合（路線）バスとの運行時刻を合わせた形で増便し、利便性の向上を図っている。

スポーツデイや全キャンパス合同の行事等の際には、広く整備されたグラウンドのある伊勢崎キャンパスに池袋キャンパス・王子キャンパスの学生が集まるため、各キャンパスから伊勢崎キャンパスの往復に無料送迎バスを手配するなど学生への交通費の負担軽減を行っている。

学内奨学金制度として、①入試成績の上位若干名で、特に優秀な成績をおさめたと認められた場合、年間授業料の半額(AO・推薦入試は全額免除有)が免除される「入試特待生奨学金制度」、②経済的理由等により納付が著しく困難であり、かつ、学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部、又は一部に相当する額の奨学金が支給される「学内奨学金制度」、③学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部、又は一部に相当する額の奨学金が給付される「同窓会奨学金」のほか、東日本大震災に被災した学生への支援として、授業料を減免する制度がある。また、独立行政法人日本学生支援機構等の公的奨学金や修学資金の貸付等を利用する場合は、その申請方法等を説明し、手続きを行う等、きめ細やかな対応で学生生活を支援している。【資料2-7-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-1】

- ・「大学ホームページ」(学生生活支援)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/assistance.html>
- ・「大学ホームページ」(コンプライアンス宣言)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/compliance/compliance.html>
- ・「大学ホームページ」(キャンパス情報)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/campuslife/index.html>

- ・「大学ホームページ」（就職キャリア支援）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>
- ・「学生生活の手引き」
- ・「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」
- ・「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生の課外活動団体の公認等に関する規程」
- ・「東京福祉大学 東日本大震災に伴う授業料等の減免に関する内規」
- ・「東京福祉大学大学院 東日本大震災に伴う授業料等の減免に関する内規」
- ・「東京福祉大学 学内奨学金規程」
- ・「東京福祉大学大学院 学内奨学金規程」

【自己評価】

学生生活を安定のための支援体制は整備され、適切に機能していると判断する。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザー、教務課窓口、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室等が一次窓口となっている。また、平成24(2014)年12月には、全学学生支援委員会による「学生生活満足度調査」が実施され、学部長・所属長、各委員会の委員長・部会長等を通じ、全教職員に報告されている。全学学生支援委員会はまた、全学的見地より意見・要望の把握と分析、対応策の検討を行っている。なお、セクシュアル・ハラスメント等については、セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会を直接の相談窓口とし、プライバシーは保護されている。

学生生活における最重要課題である学修内容に関する意見・要望については、セメスター(学期)の終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」によって把握することができ、そこでの意見・要望は教員の資質向上とカリキュラムの編成・内容の充実に活用されている。【資料2-7-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-2】

- ・「大学ホームページ」（学生生活支援）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/assistance.html>
- ・「大学ホームページ」（コンプライアンス宣言）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/compliance/compliance.html>
- ・「大学ホームページ」（キャンパス情報）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/campuslife/index.html>
- ・「大学ホームページ」（就職キャリア支援）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>
- ・「平成26年度 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生生活満足度調査実施報告書(平成26年12月 全学学生支援委員会)」

【自己評価】

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザーはじめ、学内の学生と関わる全ての組織体制において把握され、意見・要望については全学学生支援委員会をはじめ関係部署で、意見・要望の確認と対応策の検討を行っている。

学生生活における最重要課題である学修内容に関しては、「学生による授業評価アンケート」の集計結果と意見・要望を踏まえ、教員の資質向上と教育方法の改善に活用されており、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果は、学生生活の改善と向上に活かされていると判断する。

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

学修や生活、就職活動に困難を感じる学生を早期に発見し、支援していくためにアカデミックアドバイザーは重要な役割を担っているが、授業や実習巡回、委員会活動の合間に、担当する全ての学生との面談時間を設けることは難しい側面がある。アカデミックアドバイザーの負担を軽減し、適切な学生支援を行うためにも、「アカデミックアドバイザー」、「教務課」、「福祉専門職支援室」、「就職支援室」、「教職課程支援室」、「保健相談室」、「学生相談室」等が、横の連携を密にし、個々の機能を補い合いながら学修や就職、学生生活に困難を感じる学生を早期に発見し、さらに学生サービスの維持と向上を図っていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

«2-8の視点»

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学の専任教員数は130名であり、大学設置基準(115名)の1.13倍の専任教員数を擁し、全体の教育課程の運営に支障のない体制が確保されている。教養教育については、全学の専任教員で組織する教養教育専門部会によって運営管理されており、科目によっては、専門教育の専任教員も分担して授業を行っている。

専門教育については、教育課程、特に厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮して教員を配置している。

各学部・各研究科の教員を採用する際には、各学部・各研究科の人事委員会が教務課と連携しながら、教育課程の運営に必要となる教育研究分野・キャリア・年齢構成等を踏ま

えて人事採用計画を策定し、この人事採用計画に基づいて教員採用が行われている。【資料2-8-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-8-1】

- ・「大学ホームページ」（教員の状況）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/professor.html>
- ・「大学ホームページ」（就職キャリア支援）
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/career/index.html>

【自己評価】

大学設置基準を満たす専任教員数が確保され、教育目的及び教育課程に即した配置がされている。教員採用において、教育研究分野・キャリア・年齢構成を踏まえて人事採用計画が策定され、計画的な教員採用が行われている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

教員の採用・昇任は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」、「東京福祉大学 教員任用規程」、「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」、「東京福祉大学学部・研究科 人事委員会規程」等に基づいて実施されている。

教員の資質・能力向上への取り組みとして、新年度前の3月に「全学教務委員会」が中心となり、新任教員を含む全教員を対象とした「全学教員研修会」を開催し、「教養基礎演習Ⅰ」を題材としたモデル授業と、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいたFD研修(授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方等)のほか、アカデミックアドバイザー研修を行っている。

セメスター(各学期)の終わりには、教員の教育活動を学生が評価する「学生による授業評価アンケート」を実施している。また、「教員相互による授業見学」が行われており、その結果は、FD研修会等を通じて教員の資質・能力向上のために生かされている。【資料2-8-2】

【エビデンス・資料編】

【資料2-8-2】

- ・「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」
- ・「東京福祉大学 教員任用規程」
- ・「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」
- ・「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する内規」
- ・「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する申し合わせ」
- ・「東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科教員資格審査基準に関する内規」
- ・「東京福祉大学 社会福祉士養成科目及び精神保健福祉士養成科目の採用基準内規」

- ・「東京福祉大学 保育士養成科目の採用基準内規」
- ・「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」

【自己評価】

教員の採用・昇任等に関する諸規則は整備され、適切に運用されていると判断する。

「学生による授業評価アンケート」及び「教員相互による授業見学」の結果は、FD研修会等を通じて教員の資質・能力向上のために生かされている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学における教養教育は、専門教育の基礎を養うことだけでなく幅広い視野を持つ良識ある市民としての素養を涵養し、世界に貢献できる人材育成を目指しており、教養教育の実施体制として、平成23(2011)年4月に「全学教務委員会」の下に「教養教育専門部会」が設置され、具体的に次の事項についての審議・検討を行っている。【資料2-8-3】

- ・教養教育における開講授業科目数の策定に関する事項
- ・教養教育における開講授業科目の選定に関する事項
- ・教養教育の授業実施の総括に関する事項
- ・教員の学科目登録の管理に関する事項
- ・その他教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項

【エビデンス・資料編】

【資料2-8-3】

- ・「東京福祉大学 全学教務委員会規程」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」

【自己評価】

本学の教養教育科目は、学生が人間的素養を身につけることができるよう自然科学・人文科学・健康科学・語学の科目がバランスよく配置されている。

教養教育科目の科目編成と科目内容については、「教養教育専門部会」による検討が重ねられ、各学部教授会を経て、教養教育実施のための体制は整備され、実施されている。

(3) 2-8の改善・向上方策(将来計画)

専門教育・教養教育のさらなる充実に向けて、計画的な教員採用と配置、教育体制の効果的充実を目指していく。また、学生のニーズや社会的要請に応えるべく、教育内容の改善と教員の資質・能力の向上に全学的に取り組んでいく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス(校地59,240m²・校舎17,713m²)、東京都豊島区の池袋キャンパス(校地277m²・校舎12,604m²)、東京都北区の王子キャンパス(校地1,855m²・校舎8,858m²)、愛知県名古屋市の名古屋キャンパス(校地8,748m²・校舎3,394m²)の4キャンパス(校地70,120m²・校舎42,569m²)を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等が適切に設置されており、教育と研究に適した環境が整備されている。

平成26(2014)年4月に東京都北区王子に王子キャンパスを開設し、本年(2015)年3月には王子キャンパス2号館(校舎857m²)が完成し、池袋キャンパスの心理学部を移転している。これにより、心理学の知見獲得に必要な、講義室、実験室、演習室、自習室、学生ラウンジ等が充足すると同時に、学生生活を全体的に支援する体制が整備された。

池袋キャンパスは、校舎集約化の一環として、平成27年8月に旧代々木ゼミナール池袋校を賃借し、9号館(校舎4,213.62m²)として整備。隣接する8号館と併せ、池袋キャンパスの拠点校舎として利用を開始。図書館も8号館と隣接しているため、学生の利便性が向上している。

他にも平成27(2015)年8月4号館に理科実験実習室、平成28(2016)年4月本館3Fに多目的実習室を新設し、学生の教育環境の整備を行っている。

また、伊勢崎キャンパスから約1時間ほどのところには一度に約100名が宿泊・研修可能な「赤城山研修センター」を有し、毎年度実施している新入生を対象とした2泊3日の宿泊研修等に利用されている。

【資料2-9-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-9-1】

- ・「大学ホームページ」(キャンパス情報)
<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/campuslife/index.html>

【自己評価】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は適切に整備・管理されており、教育・研究に有効に活用されていると判断する。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

授業を行うにあたり、教員の指導が行き届くように、講義科目・内容に応じて学生数を管理しており、特に、実験、演習、実習等の科目は少人数で運営している。【資料2-9-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-9-2】

- ・授業科目別学生数一覧表

【自己評価】

授業を行う学生数については、学生からの意見や要望、教員から授業運営についての意見を踏まえ、全学教務委員会及び教務課が中心となって適宜見直しを行っている。現状、過大授業はなく、授業を行う学生数は適切に管理されていると判断する。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

教育・研究機関としての教育施設・設備を充実させるとともに、安全と学生生活の充実に配慮した学校環境の整備を今後も進めていく。特に、池袋キャンパスの分散した校舎の集約化については、喫緊の課題として取り組んでいくとともに、伊勢崎キャンパスの体育館の耐震問題についての対応策を早急に検討する。

また、各キャンパスの緊急時の避難経路の確保と学内周知の徹底、及び避難訓練等の適切な実施を行い、学生の心身の安全確保を最大の目標として全学挙げて対応していく。

[基準2の自己評価]

本学の3つの方針(「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」、「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」)は明確に示されている。この3つの方針に沿って、学生の受入れ、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・修了に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

学生生活の安定のための支援については、全学学生支援委員会と教務課が中心となり、就職支援については、アカデミックアドバイザーと就職支援室が中心となり、就職ガイダンスや各種研修会、個別就職相談、学内企業説明会等も実施している。パーソナルサービスについては、学生相談室・保健相談室を設置し、専門相談員による支援を行っている。

教育環境については、大学教育と授業に必要な施設・設備は整備・確保されており、適切に運用されている。王子キャンパスにおいては、平成27(2015)年3月に2号館が竣工したことで教育環境の快適性がさらに向上している。現在、池袋キャンパスでは分散した校舎の集約化を鋭意進めている。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1の視点»

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

学校法人茶屋四郎次郎記念学園(以下、「本法人」という。)は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とし、東京福祉大学(以下、「大学」という。)、及び東京福祉大学短期大学部を設置・運営している。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」において、事務組織、職制、職務分掌等は定められ、業務の能率的運営が行われている。

「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と、「大学の使命」である「できなかつた子(生徒)ができる子(学生)にする教育」を実現するための、全学と各学部学科・研究科の「教育の目的」は定められ、「教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出してきた。

私学を取り巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5か年計画を「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」として策定し、「建学の精神」と「大学の使命」の実現、「本学をめぐる環境条件の変化」、「中期計画の重点目標」を長期ビジョンとして掲げ、「教育・研究に関する中期目標」及び「経営・管理と財務」に対するこれから取り組みが示されている。また、この「中長期計画」に基づく具体的な活動内容等は「年次計画」としてまとめられ、「中長期計画」の実現に向けての取り組みが行われている。【資料3-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- ・「東京福祉大学 学則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」
- ・「大学ホームページ」(建学の精神・使命・教育の目的)
http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/index_index.html
- ・「大学ホームページ」(法人の運営に関する情報 中長期計画)
http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/index_index.html

【自己評価】

「建学の精神」と「大学の使命」の実現に向けて、経営の規律と誠実性は維持されている。また、私学を取巻く厳しい環境の変化に迅速に対応するため、平成27(2015)年度より「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」が策定され、計画実現に向けての継続的な努力が行われている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(第3条 目的)」に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定められ、「教育基本法」及び「学校教育法」への遵守が示されている。また、学校教育において遵守すべき「私立学校法」、「大学設置基準」等の関係法令については、改正状況と改正内容を常に確認し、高等教育機関として求められる学内の管理運営体制や関係諸規則への適切な反映を適宜実施している。法令等に基づいて整備された「就業規則」及び「事務組織規則」等の諸規則に基づいて、全ての教職員は業務を遂行しており、法令への遵守が義務付けられている。

不正行為等については、平成23(2011)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を整備制定し、不正行為等の早期発見と是正を図っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月15日改正)」に基づいて、平成26(2014)年10月1日に「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」、「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」及び「東京福祉大学 科学研究における行動規範」を改訂するとともに、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」、及び「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を新たに整備施行し、「全体ミーティング」や「研究倫理研修会」において全教職員への周知徹底を行っている。これらの研究活動に関する

不正防止に係わる諸規則は、全教員・全職員が閲覧できるサーバ共有フォルダに開示している。

平成25(2013)年には、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」を定め、理事長の指示に基づいて、職員の中から選任された監査担当者による「業務監査(業務執行手続における各種規程等の遵守に関する監査)」と「会計監査(予算執行手続、財産管理における各種規程等の遵守に関する監査)」を年4回以上実施しており、その監査結果は「内部監査報告書」として理事長に報告されている。また、外部監事による監査も「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて適切に実施されている。【資料3-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-2】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」
- ・「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」
- ・「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」
- ・「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」
- ・「東京福祉大学 科学研究における行動規範」
- ・「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」
- ・「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【自己評価】

本学は、関係法令を遵守しながら、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規則を整備し、適切に運営されていると判断する。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

人権侵害やハラスメント等の予防と対策について、「就業規則」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 セクシュアル・ハラスメントの防止及び措置に関する指針」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置に関する規程」等に基づいて、全教職員への注意喚起を行っている。

セクシュアル・ハラスメント等の防止については、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置に関する規程」の改訂とともに、「セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会」を設置し、「セクシュアル・ハラスメント等の防止及び措置のための施策立案」、「関連諸規則の整備並びに情報収集、広報啓発活動等の積極的推進」、「苦情相談の受入れ窓口となり、苦情相談にかかる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談にかかる当事者に対する指導・助言等に

より、当該問題を適切かつ迅速に解決する」、「苦情相談の受理、事実関係の確認及びその対応と措置」等、セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に取り組んでいる。

新入生には、「学生生活の手引き」を入学時のオリエンテーションに配布して、学生生活全般に関する説明のほか、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等を示し、人権、安全への配慮についての周知・啓発を行っている。

学内施設内における防災と災害対策は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて実施されており、火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスクについて、全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策の検討と実施を行っている。災害対策については、各キャンパスで防災訓練を毎年実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを作成し、学内の目に付く場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と、安全な学内環境の形成については、「労働安全衛生法」、「東京福祉大学 安全衛生管理規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づき、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となって健康・安全の維持・管理が行われている。具体的には、新型インフルエンザ等の感染症や熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示、衛生委員会の学内安全パトロールによる危険個所の発見と改善が行われている。また、毎年、教職員への安全衛生教育も行っており、毎年、地元消防署協力の下、AED(自動体外式除細動器)の使用方法講習を各部署の教職員数名に行っている。【資料3-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-3】

- ・「学生生活の手引き」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 危機管理規則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」
- ・「東京福祉大学 安全衛生管理規程」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」

【自己評価】

環境保全、人権、安全への配慮については、必要な諸規則及びその実施体制は整備され、適切に機能していると判断する。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

本学の教育情報・財務情報は、平成22(2010)年6月15日公布の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)」に基づいて、「大学ホームページ」等において公表している。また、財務情報は、学内の所定掲示板に掲示しているほか、本学の利害関係者から財務関係書類の閲覧請求があった場合には、財務課において文書閲覧できるようにしている。【資料3-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-4】

- ・「大学ホームページ」（法人の運営に関する情報）

<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/publicinformation/index.html>

【自己評価】

平成22(2010)年6月15日公布の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)」を受け、教育情報・財務情報は「大学ホームページ」を通じて適切に公表されている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年度を初年度とする「中長期計画(5か年計画)」を法人と教学の共同で策定し、この中長期計画を基に「年次計画」を策定している。年度終了後には、「年次計画」の達成状況を項目ごとにチェックし、翌年度以降の「年次計画」に反映させ、「中長期計画」の実現に向けてのPDCAサイクルの確立を目指す。また、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を規程上明確にし、教育情報の一層の公表を促進していく。

3-2 理事会の機能

«3-2の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」に、本法人の役員は、理事9人、監事2人と定められている。理事は、「学長」、「評議員のうちから評議員会において選任した者4人」、「学識経験者のうち理事会において選任した者4人」とし、監事は、「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」としている。

理事会は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に、「定例理事会は、1年度につき6回開催し、うち2回は毎年5月及び3月に開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定められており、概ね2か月に一度、定例理事会を開催しているほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を開催している。5月の定例理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の

監査報告が行われている。9月の理事会では、5月定例理事会の監事の所見への対応を報告するとともに、4月から9月までの前半期の業務の執行状況についての報告が行われている。毎年3月の理事会では、その年度の收支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議されている。なお、平成27(2015)年度は、7回の理事会が開催されている。理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に運営されており、出席理事全員の署名と押印がされた議事録が作成されている。【資料3-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」
- ・「理事会 議事録」

【自己評価】

寄附行為に基づいて、理事は選任されており、理事定数も維持されている。理事会は5月及び3月の2回を含む、年6回の定例理事会のほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会が召集されている。

平成27(2015)年度は、7回の理事会が開催されており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会の適切な運営と意思決定が求められている。本法人の理事は本法人の教職員のほか、政界、法曹界等の学識経験者で構成されており、幅広い意見を踏まえた意思決定が行われている。今後も、理事会の適切な運営を継続していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

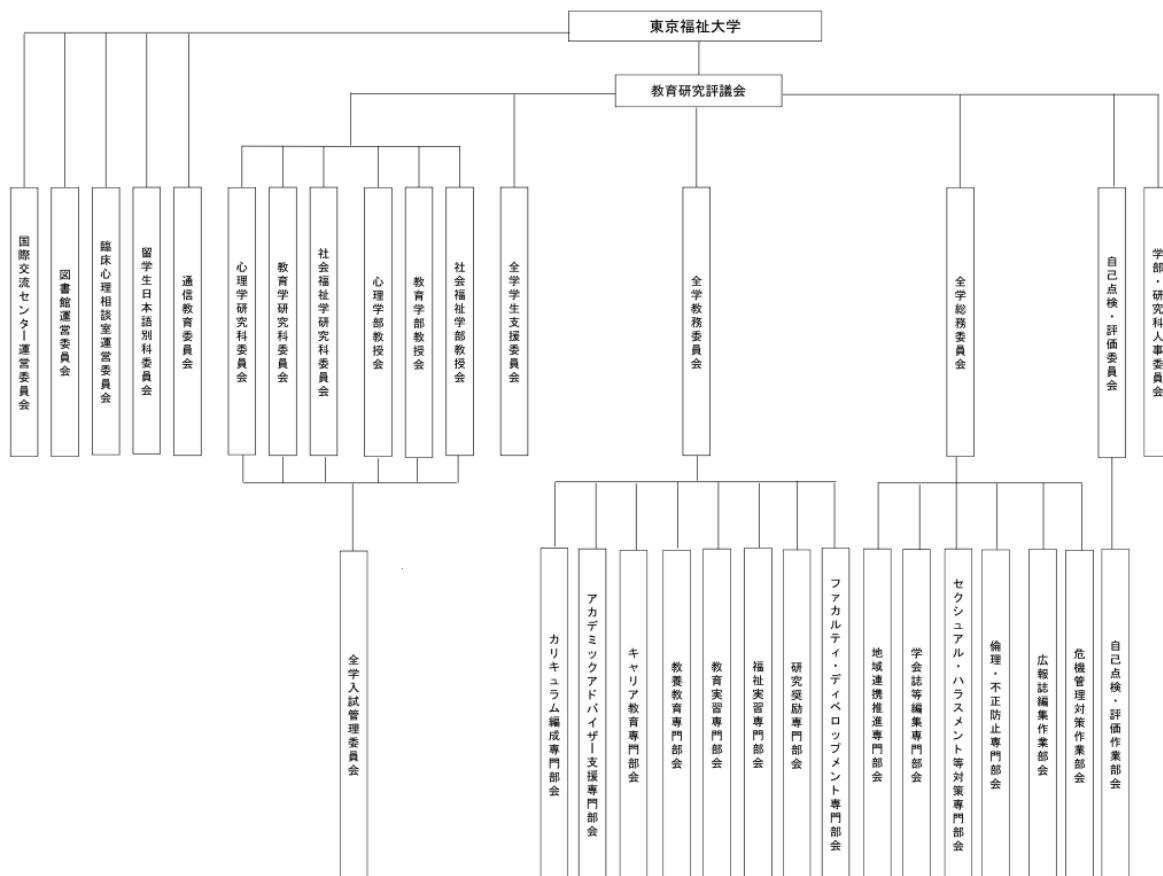
教育・研究運営に関する組織は「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」に示すとおりであり、学長の下に「教育研究評議会」を設置し、教学に関する重要事項の審議を行つ

ている。「教育研究評議会」は、学長・副学長・各研究科長・各学部長・通信教育部長・各研究科及び各学部から選出された教授・事務局長・各課長・その他学長が指名する教職員で構成され、学長に対して意見を述べ、学長の諮問機関としても機能している。

また、教授会(本学においては「各学部教授会・研究科委員会」という。以下同じ)は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項、「教育課程の編成等に関すること」、「入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関するこ

「評価、試験及び学位の授与に関すること」、「教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」、「ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関すること」、「教育研究評議会から諮問を受けたこと」、「その他、教育研究に関する重要事項で学部教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」についての決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べている。平成27(2015)年度には、社会福祉学部13回、教育学部12回、心理学部11回、社会福祉学研究科12回、教育学研究科11回、心理学研究科12回の教授会が開催されている。【資料3-3-1】

「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】

- ・「東京福祉大学 教学の運営にかかる組織図」
- ・「東京福祉大学 学部教授会規程」
- ・「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」
- ・「各学部教授会・研究科委員会 議事録」

【自己評価】

学長の指導の下、教育・運営体制が適切に整備されており、権限と責任の明確化や機能性は確保されている。学長の諮問機関である「教育研究評議会」は、副学長・各研究科長・各学部長・通信教育部長・各研究科及び各学部から選出された教授・事務局長・各課長・その他学長が指名する教職員がメンバーとなり、教学に関する重要事項の審議を行っており、学長の意思や全学的な方針は「教育研究評議会」のメンバーを通して学内へ周知される仕組みが整備されている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

大学の意思決定においては、「各学部教授会・研究科委員会」及び「教育研究評議会」の意見を踏まえ、最終的に学長が決定し、その決定内容は、適切に学内へ周知されている。

学長の諮問機関として教学の重要事項を審議する「教育研究評議会」は、学長自らが議長となり、そのリーダーシップを発揮している。また、「教育研究評議会」の下には、特定事項について検討を行うために専門委員会を置いており、「教育研究評議会」から委嘱された事項について、具体的に審議し実行している。今後も、「建学の精神」を踏まえて、教育研究の質の向上を図り、課題探求能力の育成と責任ある授業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学の社会的責任を全うしていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(第11条 理事長の職務)」に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められている。一方、学長は「東京福祉大学 組織運営規則」に、「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定められており、理事長、学長の責務と役割は明確に規定されている。

理事長と学長及び学部長・研究科長等の情報交換の場としては、「法人・教学連絡会」が設置され、法人と教学のコミュニケーションが図られている。また、理事長及び内部理事は教職員から選任されており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションは図られ、意思決定は円滑に行われている。【資料3-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-1】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- ・「東京福祉大学 学部教授会規程」
- ・「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」
- ・「法人・教学連絡会 議事録」

【自己評価】

理事長及び学長の責任分担は明確であり、法人のトップである理事長と教学のトップである学長とのコミュニケーションの場として、理事、学長、研究科長、学部長、及び学科長が参加する「法人・教学連絡会」が設置され、情報共有と意見交換が行われている。理事長及び学内理事は教職員より選任されており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションは図られ、意思決定は円滑に行われていると判断する。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

監事は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(以下、「寄附行為」という。)」第7条に基づき、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事は、「寄附行為」第15条に定める職務 (①この法人の業務を監査すること、②この法人の財産の状況を監査すること、③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること、④監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること、⑤前①～④の報告をするために必要があ

るときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、⑥この法人の業務又は財産の状況の状況について、理事会に出席して意見を述べること）を遂行している。

具体的には、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」、「学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計監査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。また、平成16(2004)年の私立学校法の改正による監事の機能強化を踏まえ、監事はすべての理事会・評議員会に出席している。

評議員会及び評議員に関しては、「寄附行為」第19条から第25条に定められている。本法人の評議員の定数は28人であり、評議員の内訳は、「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者8人」、「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のもののうちから、理事会において選任した者3人」、「学識経験者のうちから、理事会において選任した者17人」としており、任期はそれぞれ3年としている。理事長は、「寄附行為」第21条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、平成27(2015)年度は3回の評議員会が召集されている。【資料3-4-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-2】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」
- ・「評議員会 議事録」

【自己評価】

監事及び評議員は、「寄附行為」に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、学校法人が直面している課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は、理事会のほか、理事長、理事と学長及び学部長・研究科長等の情報交換の場として設置された「法人・教学連絡会」に出席して、法人の運営に適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は年始式をはじめとする各種式典や、全体ミーティング等において、全教職員に対し、経営方針や本学の進むべき方向を定期的に示している。

学長は、「教育研究評議会」及び「自己点検・評価委員会」については、学長自らが委員長を務め、学長自らが出席していない委員会・専門部会においても、学長が直接任命したもののが出席しており、その意思は伝達されている。また、学長は大学を代表する理事として「理事会」にも出席し、教学部門と法人部門との連携において重要な責務を持ち、理事会運営においてもそのリーダーシップは発揮されている。

ボトムアップについては、理事長の法人運営方針に基づき、法人部門、教学部門の関係部署、関係委員会等でさまざまな施策が立案され、関連諸規則に定める手続きによって決裁権限者の承認を受け執行されている。【資料3-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-3】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【自己評価】

理事長は、年始式をはじめ各種式典や全教職員の参加する全体ミーティングにおいて、全教職員に対し、法人の運営方針や大学の目指すべき方向を示している。この法人の運営方針に基づき、法人部門、教学部門の関係部署、関係委員会等でさまざまな施策が立案され、関連諸規則に定める手続きによって決裁権限者の承認を受け執行されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われていると判断する。

(3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

本法人においては、理事会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションは図られており、相互のチェックも有効に機能している。今後も法人と大学で情報を共有し、一層円滑な運営を図っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

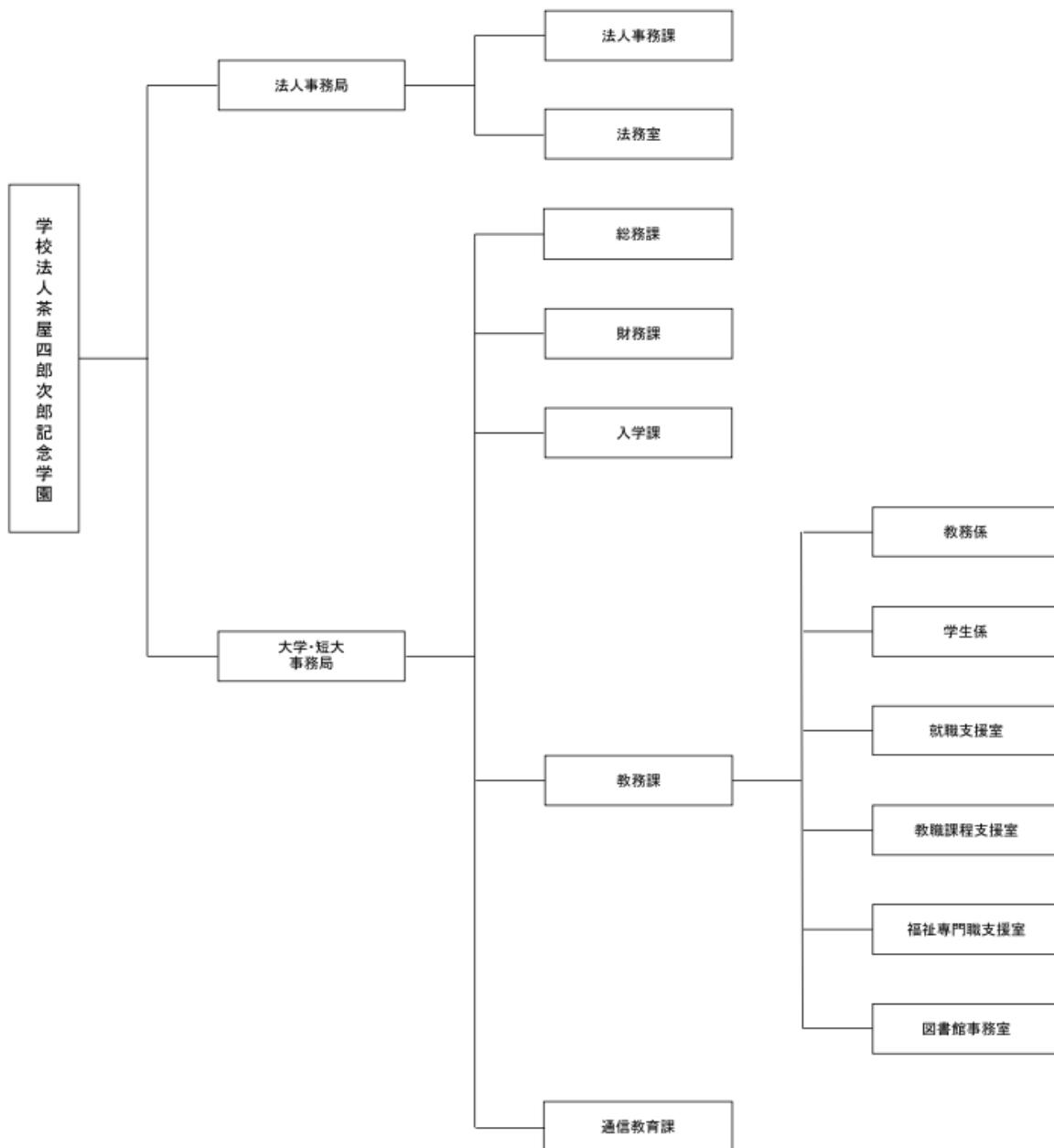
(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

法人事務組織、及び各事務組織の業務分掌は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に示すとおりである。法人、大学(大学院及び学部を含む、以下同じ。)及び短大の業務を行うため、法人事務局及び大学・短大事務局を設置し、法人事務局に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課、福祉専門職支援室及び保健管理センターが設置され、業務分掌に定める業務を所管している。現在(平成28年5月1日時点)、法人・大学合わせた専任職員は287人(嘱託含む)在職しており、各部署において業務を円滑に遂行するために適切な人員が配置されている。【資料3-5-1】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」



【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-1】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」

【自己評価】

「大学の使命」と「教育の目的」を実現するための事務組織は適切に整備され、その業務分掌も明確に定められており、各事務組織には、適切な人員が配置され、業務は円滑に遂行されていると判断する。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」に基づき、各課の所掌事務にかかる懸案事項の協議及び相互調整を諮ることを目的として、原則として毎月2回、事務局長・事務局長補佐・事務局各課長をメンバーとする「課長等連絡会」を開催し、事務局各課の情報共有化を図っている。

事務職員の採用、昇任・異動については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」に基づき適正な運用が行われている。職員の採用に関しては、定年退職者や自己都合退職者等の補充として、新規学卒者の採用を行う一方、年齢構成や職務経験を踏まえた中途採用も行っている。【資料3-5-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-2】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」
- ・「課長等連絡会 議事録」

【自己評価】

事務局長・事務局長補佐・事務局各課長をメンバーとする「課長等連絡会」が定期的に開催されている。この「課長等連絡会」によって、事務局各課の所掌事務にかかる懸案事項の協議及び相互調整が諮られ、業務執行の管理体制は整備され、適切に機能している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

法人及び大学に勤務する職員の資質向上のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備施行し、職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、組織的な取組みを明確にしている。職員の資質・能力向上の機会としては、現場におけるOJTがその中心となるが、担当する業務に応じて、「日本私立大学協会」、「日本私立学校振興・共済事業団」、「私学経営研究会」、

その他各種団体等の主催する外部研修会へ参加させ、職務に応じた職員の資質・能力向上の機会を提供している。また、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を施行し、教職員が本学大学院に進学する場合には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減も支援している。【資料3-5-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-3】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」

【自己評価】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づいて、管理運営・教育研究の資質・能力向上のための組織的な支援が行われている。また、職員が本学大学院に進学する場合には、学内進学奨学金を給付する制度「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を整備し、職員の資質・能力向上の機会を適切に提供している。

(3) 3-5の改善・向上方策(将来計画)

職員の資質・能力向上については、着任時の「新任職員研修会」をはじめ、全体ミーティング等における学内研修会のほか、職務に応じた外部研修会への参加の機会を提供している。今後も、外部講習会等に職員を積極的に参加させ、職員の資質・能力向上に取り組んでいく。

3-6 財務基盤と収支

«3-6の視点»

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（平成27年4月1日～平成32年3月31日）」の中で、財務基盤の強化として、収入面の改善・強化、支出面の圧縮を掲げている。

収入面の改善・強化としては、入学定員確保による学生生徒等納付金収入の安定、補助金の安定的確保、寄付金等の受入多角化を掲げている。

支出面の圧縮としては、人件費比率の圧縮、校舎等賃借料の比率を自己所有等による圧縮、教育施設の自己所有を含む設備の充実、予算編成方法の見直しによる戦略的な資源配分への取組、事前予算統制による支出管理の厳格化を掲げている。

収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入の安定は法人全体の重要課題であり、入学定員確保に向けた方策を検討している。平成27(2015)年度には新しい会計処理システムを導入し、予算部署や業務内容ごとの実績管理が可能となり、戦略的な資源配分を可能とする予算編成の見直しに取り掛かったところである。

【自己評価】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（平成27年4月1日～平成32年3月31日）」にて、財政基盤の強化についての計画を掲げ、計画実現に向けた財務運営が行われていると判断する。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

学校法人全体の過去5年間(平成23年度から平成27年度)の資金収支において、次年度繰越支払資金は、平成23(2011)年度の40億8千万円から平成27(2015)年度の45億9千万円と5億1千万円の増加となっている。これは平成24(2012)年度に心理学部が完成年度を迎えたことと、順調な入学者確保による学生数が増加してきたことにより学生生徒等納付金収入が増加したことが大きく作用している。

本学は平成12(2000)年の開学以来、大学院の開設(平成15年度)、保育児童学科の開設(平成17年度)、併設する東京福祉大学短期大学部の開設(平成18年度)、教育学部の開設(平成19年度)、心理学部の開設(平成21年度)のほか、定員増などの拡充整備を行い、入学志願者増に向けて教育内容や施設設備の充実の他、入学試験制度の改善等にも積極的に取り組んできた。しかし、平成24(2012)年度に心理学部が完成年度を迎えたことにより、今後、大きく学生数が増加する見込はなく、社会的に大学進学者数の減少が加速している昨今、本学においても学生数は平成26(2014)年度以降減少している。安定した財政基盤を確立させるためには、基本となる収入の大部分を占める学生生徒等納付金の確保が重要であり、入学定員確保に向けたさらなる方策の検討が必要である。

平成23(2011)年度、平成24(2012)年度は消費収支計算書による消費収入支出超過額(平成27年度以降は事業活動収支計算書による当年度収支差額)は収入超過であったが、平成25(2013)年度以降は王子キャンパスの開設を始めとした施設設備への投資が増えたため支出超過となった。しかし、平成26(2014)年度、平成27(2015)年度に関しては、基本金組入前当年度収支差額(平成26年度以前は帰属収支差額)はプラス値となっている。

【エビデンス集・資料編】

- ・「平成27年度 資金収支計算書」
- ・「平成27年度 消費収支計算書」
- ・「平成27年度 貸借対照表」
- ・「平成27年度 財産目録」

【自己評価】

現状では、安定した学生生徒等納付金が得られており、設備投資による支出超過は見られるものの、財務基盤、収支バランスは保たれていると判断する。

(3)3-6の改善・向上方策(将来計画)

安定した学納金収入を確保し、計画的な支出管理を行うことで、基本金組入前当年度収支差額はプラス値を保つことができる見込みであるが、設備投資により事業活動収支計算書による当年度収支差額はマイナスとなることも見込まれる。計画的に設備投資を進めることにより、当年度収支差額も安定した収入超過への転化が望まれる。

本学の学生生徒等納付金比率(経常収入に占める学生生徒等納付金収入の割合)は、平成27(2015)年度で89.8%であるため、学生確保にかかる重要性が非常に高い。通学課程、通信教育課程ともに入学定員確保に取り組み、学納金収入の安定を図るとともに、経営基盤をより磐石にし、充実した学校経営を行うためには、外部資金獲得の重要性も十分認識しているが、現状では事業収入や資産運用収入が充分得られておらず、今後、外部資金の確保(補助金の安定的な確保、さらなる各種補助金の確保、寄付金等)の受入多角化について検討していく。また、人件費、管理経費の抑制を図る観点から、予算編成方法の見直しを進め、戦略的な資源配分への取り組みも行っていく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2)3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っている。平成27(2015)年度からは新学校法人会計基準に準拠した会計処理をしている。経理担当者は、「文部科学省」や「日本私立学校振興・共済事業団」等の主催する経理担当者向けの外部研修会に積極的に参加し、会計処理が適切に行えるよう努めている。

予算編成の見直しを進め戦略的な資源配分を可能とすべく、平成27(2015)年度には会計処理システムを変更したところである。

【エビデンス集・資料編】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」

【自己評価】

経理担当者は積極的に学校法人会計や実務に関わる研修会に参加し、会計処理は適切に行われている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2名と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数名による会計監査が定期的に実施されている。また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて、監事2名による監事監査も定期的に実施されており、決算前には、公認会計士から監事への決算状況の説明が行われ、必要に応じ、公認会計士、監事と協議連携し、会計処理の監査が実施されている。

【エビデンス集・資料編】

- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【自己評価】

公認会計士及び監事による監査体制は整備され、厳正な会計監査が実施されている。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

経理担当者の会計処理に関わる業務向上を図るとともに、公認会計士及び監査による厳正な会計監査を今後も継続して実施していく。

[基準3の自己評価]

私立学校法第1条では、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と定められている。私立学校は自主性が尊重されるとともに、公共性が求められており、そのためには学校法人が適切な組織・運営等により様々な課題に対応していくことが不可欠である。本学においても、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、私立大学として「建学の精神」を基本に、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規則を適切に整備している。最高意思決定機関である理事会、教学部門の教育研究評議会、学部教授会・研究科委員会、法人・教学連絡会を通じて、法人と教学部門の各組織は円滑に連携し、理事長、学長のリーダーシップの下に、適切かつ機能的に運営されている。また、財務状況については、安定した授業料等納付金を得られており、設備投資による支出超過は見られるものの、財務基盤・収支バランスは保たれており、基準3「経営・管理と財務」は満たしていると判断する。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

«4-1の視点»

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学は、「学校教育法(第109条自己点検・評価及び認証評価制度)」に基づき、学則第1条に「東京福祉大学(以下、「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする。」と定め、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとしている。自己点検・評価を行う体制として、学長の下に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに第三者評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進・発展を図っている。

自己点検・評価委員会では、これまで平成22(2010)年度、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度の4回、自己点検・評価を実施し、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、「教育研究評議会」及び「理事会」での報告・承認を経て、「大学ホームページ」において外部に公表している。【資料4-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】

- ・「東京福祉大学 学則」
- ・「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」
- ・「大学ホームページ」(自己点検・評価報告書)

<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>

【自己評価】

本学の自己点検・評価は、学長の下に設置する「自己点検・評価委員会」が中心となり、教学組織と事務組織が連携し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評

価が行われている。「自己点検・評価委員会」によって「自己点検・評価報告書」にまとめられた課題や問題点は「教育研究評議会」及び「理事会」において報告・承認され、必要に応じて具体的な改善が図られている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学では、平成22(2010)年度、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度の4回、自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として「大学ホームページ」に公表している。この4回のうち、平成22(2010)年度及び平成25(2013)年度の2回の自己点検・評価は、第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)による認証評価を伴ったものである。本学では、原則3年の周期をもって自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」として、「大学ホームページ」で公表することとしている。【資料4-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-2】

- ・「大学ホームページ」(自己点検・評価報告書)

<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>

【自己評価】

本学では、第三者評価機関による認証評価だけではなく、恒常的な組織体制による本学独自の自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価報告書」として、原則3年の周期をもって、「大学ホームページ」で公表することとしており、自己点検・評価の周期等は適切であると判断する。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

大学に対する社会の要請は、社会の変化とともに多様化してきている。「大学の使命」を達成するためには、自己点検・評価による不断の検証・改善を行うとともに、その結果を公表し、教育研究等の質の維持・向上に努めることが不可欠である。自己点検・評価活動は回を重ねるごとに点検・評価項目やデータの充実、実施体制の整備が進められてきており、今後とも、自己点検・評価の適切性という観点から、活動の効率性や結果を評価・分析しながら、実施体制等について見直しを行っていく。また、原則3年の周期で「自己点検・評価報告書」を公表することとしているが、社会のニーズを踏まえ、この周期について検討していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

平成22(2010)年度の第三者評価機関による認証評価、及び平成24(2012)年度の再評価においては、「公益財団法人日本高等教育評価機構」の評価基準及び評価項目に基づく自己点検・評価を行い、エビデンスもまた、同機構の認証評価に準じたデータ編及び資料編を用意した。エビデンスとなるデータについては、学校基本調査等の報告データを基本とし、法人事務局や大学・短大事務局が中心となり、教職員数や学生数等のデータを集約している。データの基準日は5月1日時点とし、自己点検・評価報告書・データ編としてまとめており、エビデンス資料についても5月1日時点において最新のものを収集している。

透明性の高い自己点検・評価の結果とするため、本学より一般外部に向けて発信するデータ・資料及び外部機関の公表する客観的な視点によるデータ・資料をエビデンスとして多用している。また、エビデンスとなるデータに分析と検討を加え、さまざまな問題点や課題を明らかにして客観性の高い自己点検・評価を実施している。この、自己点検・評価の結果については、「全体ミーティング」で全教職員に対して報告するとともに、「自己点検・評価報告書」を「大学ホームページ」に公表している。【資料4-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】

- ・「大学ホームページ」(自己点検・評価報告書)

<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>

【自己評価】

法人事務局及び大学・短大事務局が中心となってデータの把握・収集を行い、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果については、全教職員の参加する「全体ミーティング」で、その要旨が報告され、「自己点検・評価報告書」は、「大学ホームページ」に公表されている。本学の自己点検・評価は、適切に実施され、その結果は学内外へ適切にフィードバックされていると判断する。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行うにあたり、現在、本学にはIR(Institutional Research)機能をする特定の部署がなく、データの収集と分析は各所轄の部署が個々に行っている。将来的には情報の一元管理と情報の共有が行えるよう学内体制の整備を検討する。

4-3 自己点検・評価の有効性

«4-3の視点»

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

自己点検・評価の結果については、「教育研究評議会」及び「理事会」に報告され、課題解決や問題解消の必要のある案件については、関係各部署に具体的な改善指示が伝達され、改革の推進、質の向上に生かされている。【資料4-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】

- ・「大学ホームページ」(自己点検・評価報告書)

<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>

【自己評価】

自己点検・評価体制は整備され、恒常的な自己点検・評価が行われている。その結果は、法人・大学の改革の推進、質の向上に生かされていると判断する。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価の結果については、学内組織及び諸規則の整備に対して速やかな改善がなされているが、教育環境施設・設備等の費用を伴う改善案件については「中長期計画」・「年次計画」を踏まえ計画的な整備を推進していく。

[基準4の自己評価]

本学の教育・研究水準の向上を図るため、学内諸規則に基づいた自己点検・評価活動の組織体制を整備しており、定期的に実施されていることで満たされていると判断する。平成12(2000)年の開学より、これまで4回の自己点検・評価を実施し、そのうち平成22(2010)年度及び平成24(2012)年度の2回の自己点検・評価は、第三者評価機関による認証評価によるものであり、平成22(2010)年度の認証評価結果は「保留」であったが、その後、指摘事項の改善を進め、平成24(2012)年度の再評価では「適合」の評価判定となった。

本学における自己点検・評価は、現状把握のために必要なデータや資料を十分に収集・分析・検討し、活動は誠実に行われており、自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、学内に共有され、教育研究の改善と向上にフィードバックされている。今後は「中長期計画」及び「年次計画」の達成状況も踏まえて自己点検・評価を行っていく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べた本学の特色のうち、「1. 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業を重視した教育方法」、

「2. アカデミックアドバイザ制度の充実と就職までの手厚い支援」、「3. 地域貢献の充実」、及び「4. 留学生の受入れと国際交流の推進」の4点を大学の独自基準とし、各基準につき評価の視点を立て、現在の活動について説明し、自己点検・評価を実施した。

基準1. 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業を重視した教育方法

《1-1の視点》

1-1-① 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業の有効性

1-1-② 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業の継続性

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業の有効性

1-1-② 双方向対話型・グループ討論を中心とした授業の継続性

【事実の説明】

東京福祉大学の教育方法は、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」に特徴がある。開学当時から、この「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」を取り入れた教育方法はFD研修会によって全教員へ周知されている。非常勤講師についてもこの授業方法を徹底するよう、非常勤講師を対象とした「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」のFD研修会を年3回開催している。

また、教員相互による授業見学(期間6~9月・12~1月)を設け、教員相互による授業の質の向上に取り組んでいる。さらに、セメスター(学期)の終わりの「学生による授業評価アンケート」によって、各授業において「双方向対話型・グループ討論を授業に取り入れられていたか」の確認が行われ、評価の低い授業担当教員に対しては学部責任者から指導が行われている。

本学の入学試験においても「双方向対話型・グループ討論」が取り入れており、AO入試では、受験者にプレゼンテーションを通じた自己表現を求めるなど、実践的にも理解を図っている。【資料1-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】

- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「東京福祉大学 入学案内」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」
- ・「ファカルティ・ディベロップメント専門部会 議事録」

- ・「授業見学報告書」

【自己評価】

本学の教育方法の特徴である「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」は、開学当時より組織が拡大した現在も維持されている。双方向対話型・グループ討論が有効に授業に取り入れられているか、「教員相互による授業見学」、「学生による授業評価アンケート」等によって、その実践状況が確認され、FD研修会等を通して、継続的な向上が図られている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」の充実に向けて、「中長期計画(第2章第2節 教員の教育力の強化)」に示したとおり、全学を挙げて多層的に取組む体制を整備していく。

基準2. アカデミックアドバイザーリスト制度の充実と就職までの手厚い支援

《2-1の視点》

2-1-① アカデミックアドバイザーリスト制度の充実

2-1-② 就職までの手厚い支援

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① アカデミックアドバイザーリスト制度の充実

【事実の説明】

本学を支える第2の特色は、「アカデミックアドバイザーリスト制度の充実と就職までの手厚い支援」である。開学当初から、アカデミックアドバイザーリストの業務は重視されていたが、平成26(2014)年度には研究や授業の傍ら多くの業務をこなすアカデミックアドバイザーリスト自身への支援を目的として、全学教務委員会の中に「アカデミックアドバイザーリスト支援専門部会」を設置し、その機能をさらに強化することとした。

平成27(2015)年度の年度末には、平成28(2016)年度の新任教員も含め、全教員を対象とした研修会を開催し、アカデミックアドバイザーリストの任務の重要性を全教員に伝えている。特に、新入生を担当するアカデミックアドバイザーリストへは、「教養基礎演習Ⅰ」の15回までのモデル授業の冊子を用いたレクチャーを行い、「主体的に授業に」参加してコミュニケーション能力を高めるための授業の演習を行い、共通した考え方で授業に臨めるよう配慮している。さらに、入学から卒業までの成長を支えるアカデミックアドバイザーリストの役割と支援の実践例を示し、学生生活への適応が難しい学生への対応も含め、望ましい支援の在り方についてのイメージが持てるようにしている。学生の4年間の学生生活をアカデミックアドバイザーリスト制度によって支える仕組みは、「大学案内(Guide Book)」やオープンキャンパス等の説明会において、入学を希望する者やその保護者・保証人へも周知されている。現在では、授業を続けて2回休んだ学生については、すぐにアカデミックアドバイザーリストに報告され、アカデミックアドバイザーリストは、その学生を面接指導し、その内容を報告する義務がある。アカデミックアドバイザーリストによる学生支援体制と活動は、「中長期計画(第2章第4節 学生サポート体制の確立)」にも示され、今後、学生の単位取得状況や学習到達度に応じた指導システムを体系化していくことになっており、その具体策は、「アカデミックアドバイザーリスト支援専門部会」の「年次計画」にも反映されている。【資料2-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】

- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「東京福祉大学 入学案内」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くアカデミックアドバイザーリスト支援専門部会規程」
- ・「東京福祉大学 平成27年度授業のご案内」
- ・「履修要項」

【自己評価】

「アカデミックアドバイザー」制度を充実させるため、平成26(2014)年度に「アカデミックアドバイザースポット」を設置した。また、アカデミックアドバイザーによる、学生の単位取得状況や学習到達度に応じた個々の学生に応じたきめ細かな指導を、アカデミックアドバイザーが中心となって実施する仕組みを構築して行くことが「中長期計画」に示され、アカデミックアドバイザースポット制度は、単に維持しているだけでなく、年々密度を増しており、教育研究組織と事務組織との協力によって強化されていると判断する。

2-1-② 就職までの手厚い支援

【事実の説明】

「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」、「1. 建学の精神・基本理念、使命・目的」で述べたように、本学では、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に基づき、次のとおり入学から就職までの段階的・継続的な支援を行っている。

1-2年次：

教養科目及びキャリア支援教育科目を重視し、コミュニケーション能力と他者理解の能力及び、常に学び自分を高めようとする専門家としての基礎的資質を培っている。

3年次以降：

それらの能力が、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験、公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験等の各種試験に合格できるといった具体的な成果となって現れるよう、専門科目とキャリア教育プログラムを実施している。

3-4年次：

卒業・就職に向けて、国家試験や公務員・教員採用試験合格支援プログラム及び就職支援システムにより、社会への入り口をサポートしている。

これらの入学から就職までを見通した、段階的・継続的な支援は、全体ミーティング等で常に教職員に伝えられており、学外へは「就職に強い大学」として週刊誌に掲載されるなど、本学のアイデンティティとして周知され、「中長期計画」にも就職率の維持・向上が示されている。

教養教育科目及び専門科目の履修を通して、学生が希望する職に就職できるよう、「学部教授会」と、「福祉専門職支援室」、「教職課程支援室」が強力な連携を結び、情報交換しながら活動している。「福祉専門職支援室」、「教職課程支援室」には、最新の就職事情に精通した専門家が配置され、変化する受験・就職事情に迅速に対応している。最終段階では「就職支援室」が、履歴書の書き方から模擬面接まで個々の学生に合わせた支援を行っている。そして、それらの基盤となるさまざまな生活面・健康面の支援については「学生相談室」、「保健相談室」が行うなど、それぞれ専門の部署・教員を配置して、卒業・就労までの安心・安全な学生生活を支えている。【資料2-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】

- ・「大学案内(Guide Book)」
- ・「東京福祉大学 入学案内」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「東京福祉大学 全学教務委員会に置くアカデミックアドバイザースポット支援専門部会規程」
- ・「東京福祉大学 平成27年度授業のご案内」
- ・「履修要項」
- ・「教学の運営に関する組織図」

【自己評価】

「就職までの手厚い支援」は本学のアイデンティティであり、全学を挙げて取り組むべき最優先課題として全教職員に認知されている。「全体ミーティング」では、しばしばそのことが周知され、単位取得状況や学業成績は学期ごとにアカデミックアドバイザーに報告され、円滑な就職に向けた支援は年々発展し、「学部教授会」、「福祉専門職支援室」、「教職課程支援室」、及び「就職支援室」が連携し、多層的な支援を行う仕組みが整備されており、就職までの手厚い支援は適切に行われていると判断する。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

「中長期計画(第2章第4節 学生支援)」として、個々の学生への個別的な指導・支援体制の充実が目標として示され、アカデミックアドバイザーの役割はさらに重要になってくるものと考えられる。アカデミックアドバイザーから学生への適切な指導と支援を行うためにも、これまでの学生支援の実績を集約した「アカデミックアドバイザーマニュアル」の整備を行う。

また、「中長期計画(第2章第4節 学生支援)」において、「学生サポート体制の充実」とともに「実習指導の充実」が挙げられている。本学では、3年から4年にかけて学生が多くの実習を経験し、その中で職業選択の決意が確かなものになる学生や反対に自信を失う学生もいる。よりよい実習にするためには、実習先の開拓・友好協力関係の構築とともに事前事後指導の充実が不可欠であり、授業という集団的な形態での指導だけでなく、個別的対応の仕組みを整備・充実させていく。

基準3. 地域貢献の充実

«3-1の視点»

3-1-① 地域貢献の有効性

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 地域貢献の有効性

【事実の説明】

本学の第3の特色は、開学当時から「建学の精神」にうたわれ、本学が力を入れてきた地域貢献活動である。

現在実施している地域貢献の具体的な内容は、「学生のボランティア派遣」、「教員免許状更新講習」、「公開講座」、「各キャンパスのある自治体との連携」、「社会人学生の受入れ」、「留学生の地域行事への参加」等であり、これらは「教職課程支援室」が担当する「教員免許状更新講習」を除き、「地域連携推進専門部会」が担当し、毎年「全体ミーティング」において、活動報告をしている。「中長期計画」には地域貢献活動のための計画が記載され、「地域連携推進専門部会」の「年次計画」にも反映されている。

<学生のボランティア派遣>

平成20(2008)年度に、本学は伊勢崎キャンパスのある群馬県伊勢崎市と協定を締結するとともに、伊勢崎市の教育委員会との覚書を交わした。そのことをきっかけとして、教育学部では、伊勢崎市の小中学校に「ボランティアチューター」の名称による学生派遣に、学部として組織的に取り組むことになった。夏休みの補習を手伝う「勉強塾チューター」が中心であるが、他に「通常チューター」「保健室チューター」等を派遣している。毎年、本学に伊勢崎市内の小中学校の代表者が集まり「伊勢崎市小中学校連絡会」が開催されており、互いに恩恵を受けあうWin-Winの関係を目指した情報交換を行ってきた成果もあり、平成20(2008)年度から現在までに伊勢崎市に派遣した学生は、延べ約1,660名になる。その結果は、平成24(2012)年の「日経グローカル(日本経済新聞社)」による調査の学生部門で全国2位と評価されている。その後、参加人数は減少傾向にあるが、大学の組織的な取り組みとしては定着し、今日に至っている。

また、池袋キャンパスの所在地である東京都豊島区とは協定や覚書は結んでいないものの区内小学校の学習補助や保健室補助のボランティアに学生が参加している。

王子キャンパスの所在地である東京都北区とは、養護教諭を目指す学生の教職ボランティアを当面の主目的として、平成27(2015)年3月27日に同区教育委員会と教育連携協定を締結している。

上記のボランティアチューター制度以外でも、学生ボランティアは様々な地域、様々な目的で活動している。その中で組織的に発展したものとしては、埼玉県立本庄特別支援学校へのボランティア派遣がある。特別支援教育に関心のある学生が、本庄特別支援学校における行事(社会見学、運動会、文化祭)や通常の学習に、教育活動の補助的役割として参加する。当該学校の特別支援教育コーディネーターと連携して実施している活動である。

行事への参加は単発だが、通常学習のボランティアは4年生が採用試験前の体験学習として臨み、それらの中から教員採用試験の合格者が出ている。「理論と実践」の両輪による本学の教育理念が結果につながった例といえる（表3-1-1）（表3-1-2）。

表3-1-1 伊勢崎市の小中学校にボランティアチューターとして参加した学生数

年度	派遣学生数(概数)	備考
平成19年度	約40名	
平成20年度	約90名	
平成21年度	約220名	
平成22年度	約270名	
平成23年度	約230名	
平成24年度	約300名	平成24年度より、一定の条件により学長による認定証を授与することとした。
平成25年度	約190名	
平成26年度	約160名	
平成27年度	約160名	

表3-1-2 教職ボランティアに参加した池袋キャンパスの学生の概数

年度	派遣学生数（概数）
平成21年度	約20名
平成22年度	約30名
平成23年度	約30名
平成24年度	約50名
平成25年度	約80名
平成26年度	約30名
平成27年度	約40名
平成28年度	約30名

<教員免許状更新講習>

「教員免許状更新講習」は、改正教育職員免許法に基づき平成21年から導入された教員免許更新制に従い、大学や教育委員会等が文部科学省から委託されて実施するものである。これに関してはその性質上、「教職課程支援室」が担当しているが、地域の教員に対して行なっているため地域貢献活動の1つといえる。

平成27年度の実績は、受講実人数216名、必修講習（1講習 2日間実施）延べ286名、選択講習（全21講習）延べ535名である。毎年実施しているため、知名度も上がり、年々参加者が増える傾向にある。

<公開講座>

地域への貢献として、「公開講座」も開学当初からさまざまな形態で実施してきた。最初に取り組んだのは、伊勢崎市民を対象とした「公開講座」である。年々その数も種類も

増え、平成27(2015)年度は、伊勢崎キャンパスでは、本学主催の無料講座が5講座、伊勢崎市教育委員会との共催講座が6講座、同高齢福祉課との共催講座が1講座であり、参加者は12講座で延べ837名であった。他に、特別支援教育の専門性向上のための有料公開講座を9講座実施した。それらのテーマを次に示す(表3-1-3)(表3-1-4)(表3-1-5)。

表3-1-3 伊勢崎キャンパス 市民向け一般公開講座

No.	テーマ	自治体との共催
1	健康を獲得するためのダイエットの科学的知識(10/3)	伊勢崎市教育委員会との共催
2	リーダーシップの心理学－組織運営から家庭教育まで－(10/3)	
3	高齢者の認知機能について(10/3)	
4	子どもたちをめぐる諸問題とその向き合い方(10/10)	
5	日常生活のストレスとどう付き合うか(10/10)	伊勢崎市教育委員会との共催
6	家族関係の構造とアセスメント(10/24)	伊勢崎市教育委員会との共催
7	「その気」になると「景気」も上がるか？(10/24)	
8	子どもの脳の発達に必要なこと(11/7)	伊勢崎市教育委員会との共催
9	Gボール(バランスボール)で楽しく身体づくり(11/14)	伊勢崎市教育委員会との共催
10	幸せな老後のために(11/14)	伊勢崎市福祉部高齢福祉課との共催
11	音楽と動きの表現(11/28)	伊勢崎市教育委員会との共催
12	3D表現を使った「ふるさと学習(11/28)	

表3-1-4 伊勢崎キャンパス 特別支援教育専門性向上公開講座

(平成27年8月4日～8月6日実施)

No.	テーマ
1	知的障害児のための運動を通じた発達支援
2	肢体不自由児のための運動を通じた発達支援
3	ムーブメント教育の実際
4	通常学級における支援のあり方 －多様な発達的問題を抱える子どもたちに対して－
5	就学前から学齢期への保護者支援
6	個に応じた教育から合理的配慮へ－支援の理念－
7	子どもから見える世界の理解－認知発達評価の実際－
8	重複障害児との教材教具を通じたコミュニケーション
9	知的障害児との教材教具を通じたコミュニケーション

表3-1-5 名古屋キャンパス 公開講座「智慧の泉」

(名古屋市生涯学習推進センターとの連携公開講座)

No.	テーマ
1	コンピュータのセキュリティ(10/21)

2	多文化共生と異文化理解(10/28)
3	福祉サービスの特性について(11/4)
4	自閉症（ASD）の世界とその特性を考える(11/11)
5	思春期のこころ(11/18)

<自治体との連携>

「中長期計画(第2章第5節 地域貢献)」では、本学のキャンパスがある群馬県、東京都、愛知県の自治体との関わりを進め、実績を作っていくこととしている。

すでに、伊勢崎キャンパスにおいては平成20(2008)年に伊勢崎市との協定を締結、審議会委員を多数派遣している。平成27年度は「まちづくり」「健康・福祉」などの分野で計22名の審議会委員を派遣し、市政に貢献した。伊勢崎市教育委員会とは覚書を交わし、地元の小中学校への学生のボランティア派遣を通して交流が盛んである。

池袋キャンパスについては、上記のように、養護教諭を希望する学生が北区立の小学校で定期的に保健室ボランティアをしていることを実績とし、平成26(2014)年3月、東京都北区教育委員会と協定を締結することができた。今後、教育実習の受入れにつながっていくことが期待できる。豊島区や名古屋市との協定締結は、今後取り組むべき重要課題となっている。

<社会人学生の受入れ>

地域貢献においては、いったん社会に出た人材が本学で学び、専門資格を取得してさらに地域で活躍することを支援することも重要な取り組みといえる。社会人学生の受入れ、育成に関する本学の姿勢は、「中長期計画(第1章第4節 社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る)」において、「社会人の学び直し機能に応えた教育プログラム、教育組織の見直し」として示されている。平成27(2015)年5月において、働きながら学んでいる社会人学生は、通学課程では0.7%程度(36名)であるが、通信教育課程では学部70.5%、大学院研究科100.0%であった。20代から60代までの幅広い年齢層が在籍している通信教育課程では、仕事や家庭を持ちながら学問を続ける学生への十分なサポートも重要な課題となっている。

本学では、科目履修と実習により社会福祉・心理・保育・教育に関するさまざまな資格が取得できる。平成27年度までの資格登録者は表3-1-6に示した。これらの資格が実際に生かされ、地域に貢献しているかどうかについての調査は、今後の課題として残されている。

表3-1-6 卒業生の資格登録者(平成27年度まで)

資格	合計	20代	30代	40代	50代	60代以上
社会福祉士	7215	725	3246	1916	820	508
精神保健福祉士	2341	130	908	727	379	197
レクリエーション インストラクター	43	10	15	13	4	1
高等学校教諭一種免許状(英語)	86	15	39	18	12	2
高等学校教諭一種免許状(公民)	42	4	24	10	2	2
高等学校教諭一種免許状(情報)	17	1	11	4	1	
高等学校教諭一種免許状(福祉)	677	32	316	196	89	44
高等学校教諭一種免許状(保健)	54	12	25	11	5	1
社会教育主事	519	2	155	217	87	58
小学校教諭一種免許状	473	175	228	55	15	
小学校教諭二種免許状	31	5	14	9	3	
第一種衛生管理者	133	5	37	45	33	13
中学校教諭一種免許状(英語)	82	15	36	18	11	2
中学校教諭一種免許状(保健)	44	8	22	9	4	1
特別支援学校教諭一種免許状	175	39	91	31	12	2
認定心理士	1629	259	628	394	257	91
保育士資格	2331	1255	816	192	54	14
幼稚園教諭一種免許状	1125	553	481	63	20	8
幼稚園教諭二種免許状	1065	723	254	70	17	1
養護学校教諭一種免許状	180	31	103	31	12	3
養護教諭一種免許状	483	121	257	82	20	3

これらの資格が実際に生かされ、地域に貢献しているかどうかについての調査は、今後の課題として残されている。

<留学生の地域行事への参加>

近年、本学ではアジア・東ヨーロッパからの留学生の受入れに力を入れており、特に教育学部ではその割合を増している。名古屋キャンパスではすでに積極的にこれらの人材を地域行事に参加させ、地域住民と交流を図る取組みをしている。池袋キャンパスでは、平成27年度、「豊島区ふくし健康まつり」への大学としての参加を果たし、留学生が出店をして出身国の料理を市民にふるまつた。留学生の地域就労についてはこれからの課題だが、「中長期計画(第2章第4節 学生支援)」及び「中長期計画(第2章第6節 国際交流の推進)」には留学生を積極的に地域貢献に活用していく本学の意思が示されている。留学生が卒業後にどのような地域でどのような資格をもって活躍していくのかは「留学生支援室」を中心に追跡調査し、本学の教育の成果が役立っているか確認することも必要と考えている。

【資料3-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】

- ・「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」
- ・「東京福祉大学 公開講座規程」
- ・「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- ・「地域連携推進専門部会 議事録」

【自己評価】

地域への貢献を目的とした公開講座の質は高まり、講座数も年々増加している。教師の専門性向上を目指す更新講習や特別支援教育公開講座も、毎年実施しているため地域の知

名度が上がり、多くの参加をいただいている。学生のボランティア活動や体験活動は、群馬県伊勢崎市での「ボランティアチューター」の活動を始めとして、名古屋、池袋でも協定による伊勢崎キャンパスの活動のみならず、池袋・名古屋キャンパスにも広がりつつあり、自治体との協定を踏まえた活動も拡大しつつあり、地域貢献は充実していると判断する。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

「地域貢献」の分野は幅広く、本学の「地域連携推進専門部会」は活動の取りまとめの機関として存在し、各活動はそれぞれの担当者が運営している。「中長期計画」では、「各キャンパスがそれぞれ地域に根ざした地域貢献活動ができるよう、組織体制を整備する」としているが、そのためには、キャンパスが存在する地域の自治体との協定を広げ、相互に円滑に活動していく仕組みの整備が必要である。群馬県伊勢崎市との協定に続き、平成26(2014)年度には、東京都北区教育委員会との協定が成立したが、今後は、池袋キャンパスのある東京都豊島区及び名古屋キャンパスのある愛知県名古屋市とも、今後、地域貢献に向けた協定のその可能性を目指し、学生による地域の催しへの参加・出店等、地道な活動を支援しながら活動の場を広げていく。

また、「ぐんま地域・大学連携事業」等からの公募に応じ、本学の研究を地域に発信していくことも重要である。公募のお知らせは毎年全学に発信し、できるだけ応募者を募ることとする。

基準4. 留学生の受入れと国際交流の推進

«4-1の視点»

4-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

4-1-② 留学生の受入れ態勢の整備状況

4-1-③ 国際交流の推進

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

4-1-② 留学生の受入れ態勢の整備状況

【事実の説明】

「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」で述べたとおり、平成21(2009)年3月に理事長より、今後の法人の課題のひとつとして「留学生の受入れと国際交流の推進」が提唱されて以来、本学でも留学生数の確保に積極的に取り組んでいる。過去5年間の留学生数は次表のとおりであり、平成24(2012)年度に東日本大震災の影響で留学生は減少したものの、平成26(2014)年度は579名と大幅な増加が見られる(表4-1-1)。

表4-1-1 過去5年間の私費留学生数の推移(各年度5月1日時点)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
学士課程	148	156	139	162	248
留学生日本語別科	226	80	191	370	1,015
学部研究生	11	13	5	13	41
修士課程	5	6	13	12	57
大学院研究生	2	5	6	22	48
博士課程	1	1	0	0	2
合計	393	261	354	579	1,411

留学生の増加に伴い、受入・支援体制も整備が進み、平成23(2011)年度より、留学生の学修支援・生活支援を担当する「留学生支援室」が設置され、平成26(2014)年度からは、学修支援については「学修支援室」に、生活支援については「留学生支援室」に各々分室し、留学生の支援を行っている。また、平成25(2013)年度からは、入学課に留学生の募集を担当する「留学生募集グループ」が設置され人員の強化がはかられ、留学生の確保を積極的に推進している。全学組織としては、著しく学生数が増加している留学生日本語別科において、平成26(2014)年9月より入学定員を350名から1,200名に変更している。

留学生の受入れへの取り組みについては、「中長期計画」の複数項目に記載され、国際交流の推進と連動して実行することとなっている。

また、「建学の精神」にある「国際的な広い視野」を身につけた人材の育成という観点から、留学生の増加に合わせ、留学生日本語別科における日本人学生との交流活動も推進

されている。毎年実施している留学生日本語別科生の赤城山宿泊研修には、日本人の学生スタッフが参加しており、この留学生日本語別科生の赤城山宿泊研修に先立って、事前のオリエンテーションや事前学習時に日本人の学生が留学生日本語別科の教室に来て、留学生との交流が行われている。さらに、ランチ交流会(留学生日本語別科の学生と日本人の学生とが食事をしながら歓談して、七夕飾りを作る。)、授業体験(日本人の学生が留学生日本語別科の授業に参加する。)など、キャンパス別に日本人学生との交流を図れるプログラムが実施されている。

平成26(2014)年からは、本学の国際化の担い手として、学内できまざまな国際交流活動を推進してもらうことを目的とした奨学生を東欧から受け入れ、日本人学生との文化交流を行うコミュニケーションアワーや、昼休みのラウンジ活動などが展開されている。【資料4-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】

- ・「留学生用大学案内」
- ・「留学生用入試要項(日本語別科・研究生・学部留学生)」
- ・「留学生ガイドブック(留学生支援室)」
- ・「大学ホームページトピックス該当記事」
- ・「学則変更届出書」

【自己評価】

「留学生の受け入れ」は平成26(2014)年度にさらに充実・強化されており、同年度にスタートした学生交流活動等は、今後も改善を重ねより良い活動としていく。

4-1-③ 国際交流の推進

【事実の説明】

国際交流の推進については、平成23(2011)年度に設置された「国際交流センター」を中心に、主に次の活動を行っている。

①海外の大学への本学学生の短期留学・短期研修

ハーバード大(米)、フォーダム大(米)は「アメリカ夏期短期研修」という約1か月間のプログラムで訪問する。各大学の寮に滞在し、アメリカの福祉・心理・教育系大学院の教授の講義を通訳つきで受講するほか、福祉・医療・教育関連施設の見学もプログラムに含まれており、この短期研修で受講した講義と施設見学は、本学の単位としても認定している。

ダナン大(越)、ドンア大(越)、貿易大(越)は「ベトナム冬期短期留学」という11日間のプログラムで訪問する。各大学の学生との交流や文化体験を中心とする留学である。

京東大学(韓)は「韓国秋期短期留学」という8日間のプログラムで訪問する。京東大学の学生との交流や文化体験、韓国語学習、福祉施設訪問を中心とするプログラムで、この短期留学で受講した講義と施設見学は、本学の単位としても認定している。

②海外からの短期留学生の受け入れ

京東大学(韓)からの短期留学生も隔年で受入れている。また、台湾の提携日本語学校「櫻前線」と協力して、7月と2月に台湾人短期留学生を受入れている。

③海外の大学との協定

韓国・中国・ベトナム・台湾・カンボジアの15大学、及び中国の大專2校と協定を締結している。平成26(2014)年度、新たに協定の締結について協議を進めていた1大学2高校と、平成27(2015)年度に協定を締結した。また、平成27(2015)年度4月から台湾首府大学との交換留学協定に基づいて交換留学生を受入れている。

平成27(2015)年12月11日、中華人民共和国無錫市の高齢者福祉の増進に寄与する内容の合作意向書を無錫市民生局と本学間にて締結した。

『江蘇省2014年度高齢者人口情報と高齢化事業発展状況報告』によると、無錫市の高齢化率は24%を占め、中国国内で3位になっており、無錫市は積極的に高齢化対策を推進している。本学は当該合作意向書に基づき、無錫市の高齢者福祉政策充実に向けての助言や、無錫市における福祉人材育成への協力を実行している。平成23(2011)年度に設置された「国際交流センター」については、平成25(2013)年にその規程が整備され、定期的に活動が行われている。国際交流の推進についても、「中長期計画」に示されている。留学生への教育プログラムの作成、留学生支援室による生活サポート、進学・就労支援、国際交流センターや運営委員会の充実、短期留学の充実、留学生と日本人学生の交流、教員の国際学会への参加・研究発表の推進などがその内容である。

本学の短期留学・短期研修は、開学当時の使命にある「国際的な広い視野」を身につけた人材の育成に寄与している。海外からの短期留学生の受け入れの際も、本学学生との交流も取り入れたプログラムを実行している。【資料4-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-2】

- ・「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」
- ・「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規程」
- ・「国際交流センター運営委員会 議事録(2015)」
- ・「大学ホームページ」
- ・「アメリカ夏期短期研修リーフレット」
- ・「ベトナム冬期短期留学リーフレット」
- ・「韓国秋期短期留学リーフレット」

【自己評価】

「国際交流の推進」は国際交流センターを中心に確実に履行されていると判断する。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

今後、国際交流の推進によって海外からの留学生の増加が見込まれるが、留学生には特に学修・生活面を含めたサポート体制を充実していく。

以上